

令和6年度第2回 留萌市子ども・子育て会議

と き：令和6年12月4日（水） 午後6時30分から
と ころ：留萌市役所 3・4号会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画（素案）について . . . 資料1

3 報告事項

(1) 保育所等の利用状況 資料2

4 情報提供事項

(1) 学校給食センターからの情報提供について 資料3

5 その他（意見交換）

6 閉 会

【添付資料】

留萌市子ども・子育て会議運営要領 資料4

留萌市子ども・子育て会議委員名簿 資料5

第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

(素案)

令和6年12月(時点)

留 萌 市

目 次

I 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の期間.....	4
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の策定体制.....	7
II 留萌市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	8
第1節 留萌市の現状と課題	8
第2節 教育・保育の現状と課題.....	14
第3節 地域子ども・子育て支援の現状と課題.....	19
第4節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要.....	22
第5節 中学生・高校生の生活実態に関するアンケートの結果概要.....	33
第6節 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の評価.....	38
第7節 子どもの将来人口推計.....	39
III 計画の基本的な考え方	41
第1節 計画の基本理念.....	41
第2節 基本的な視点	42
第3節 施策の体系.....	45
第4節 計画に基づく具体的事業	46
IV 事業量の見込みと確保の方策	67
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	67
第2節 教育・保育の基本事項.....	68
第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保.....	69
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保.....	71
第5節 その他の基本的な取り組み.....	83
V 計画の推進体制	84
資料	85

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

(1) 深刻な少子化の進行

わが国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。令和6年6月5日の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率¹は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

(2) 少子化の進行に伴う国の対策

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」²が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

直近では、令和6年6月5日に少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃。第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」と「留萌市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から施行されました。

1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数。15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもの。

2 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

留萌市においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「留萌市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度からはその第2期計画となる「第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」と言います。）により、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

また、市の最上位の計画である「第6次留萌市総合計画」（平成29年度～令和8年度）において、教育・子育ての目指す姿として「学校・家庭・地域が連携した教育と子育て環境の充実」を掲げ、幼児教育から高等学校教育までの連続性に配慮した教育環境の整備に努め、地域の教育力を積極的に取り入れた学校づくりによる「留萌ならではの」教育行政を推進しています。

（４）子どもを取り巻くその他の動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

①子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

②子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

③母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親へ家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

④改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのある子どもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改

正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

⑤児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

⑥新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月に「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

⑦放課後児童対策

放課後児童対策では、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、自治体では今後「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月通知）により放課後児童対策の一層の強化を図ることが重要とされています。

⑧改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

(5) 第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画

「第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」と言います。）は、前計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題及び基本指針³の改正内容を踏まえ策定したものです。

3 基本方針：令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定。それを推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが示された。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

▼ 計画の期間



第3節 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な育成環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

【参考】子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

「子ども・子育て支援法」は、令和6年10月に一部を改正する法律が施行されました。同法に基づき、子ども・子育て支援法に基づく基本指針⁴（以下、「基本指針」と言います。）も改正となっています。基本指針は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインともいえるものです。

▼ 基本指針改正の概要

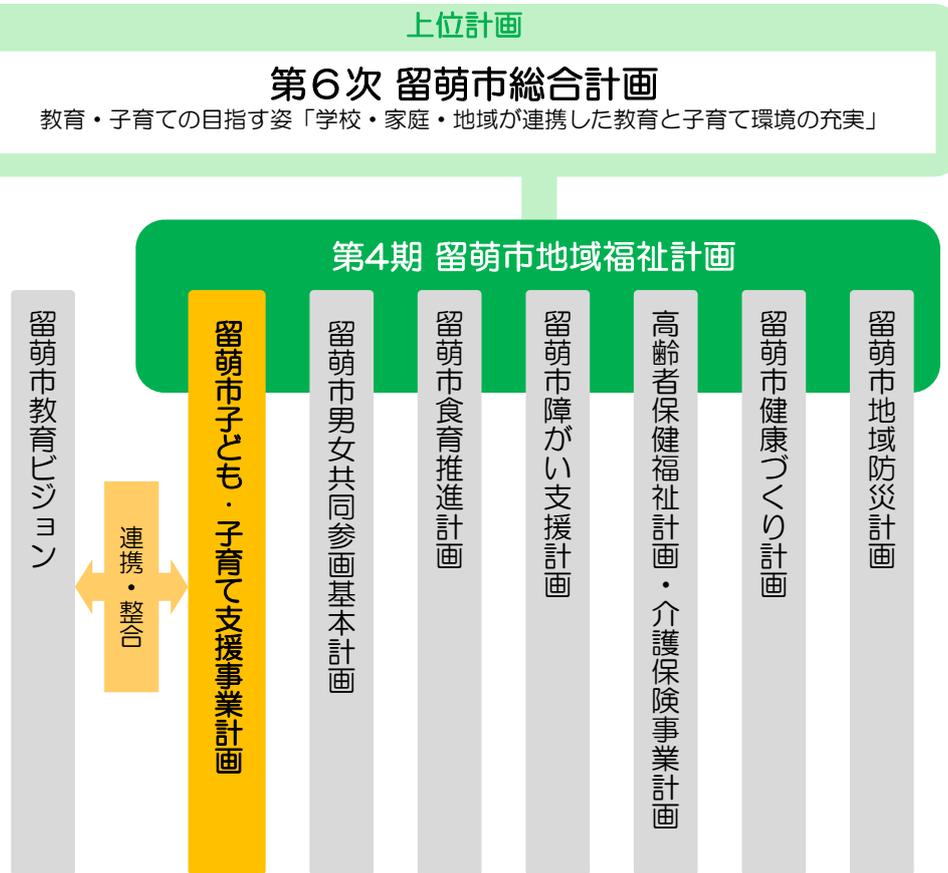
1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。
5. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
○その他所要の改正
その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

4 正式な名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。改正は令和6年内閣府告示第131号として令和6年9月30日に公布。

(3) 計画体系による位置付け

本計画は、「第6次留萌市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置付け、市の関係する各分野の計画と連携・整合を図りながら策定します。

▼ 各計画との連携・整合



(4) 計画の対象

本計画は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

また、本計画において、子どもとは18歳未満とします。

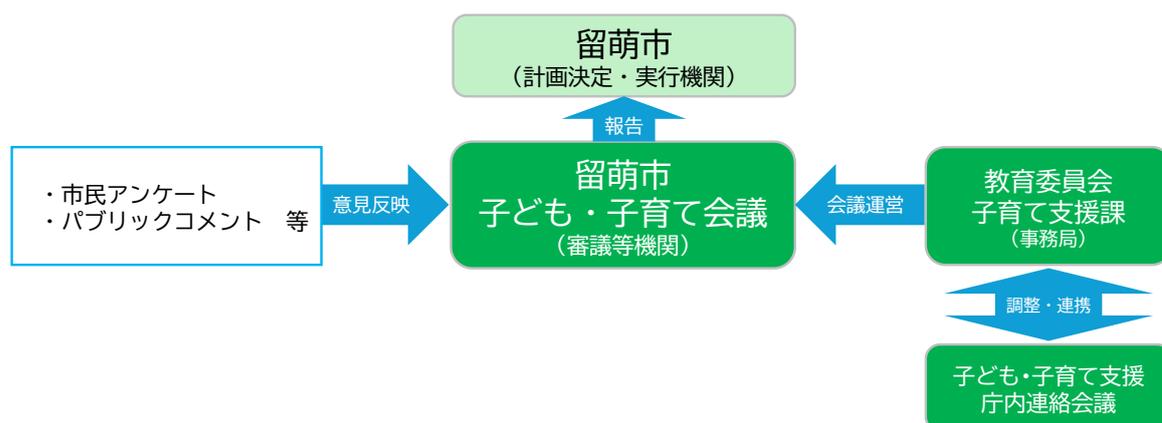
第4節 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者などで構成される「留萌市子ども・子育て会議」⁵を設置・開催し、留萌市における子ども・子育て支援について検討・協議し、事業計画を策定しました。

また、各施策の総合的かつ効果的な推進のため、庁内関係部署で構成する「留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議」を設置しており、必要に応じて開催することで、庁内全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

市民や子どもの意見を計画に反映させるため、「就学前児童保護者」「小学生児童保護者」「母子手帳交付者」「市内の小学5年生・中学2年生」「市内の中学校、高校に通う中高生」へのアンケートを行い、計画素案の段階で市民意見公募（パブリックコメント）を実施しています。

▼ 計画の策定体制



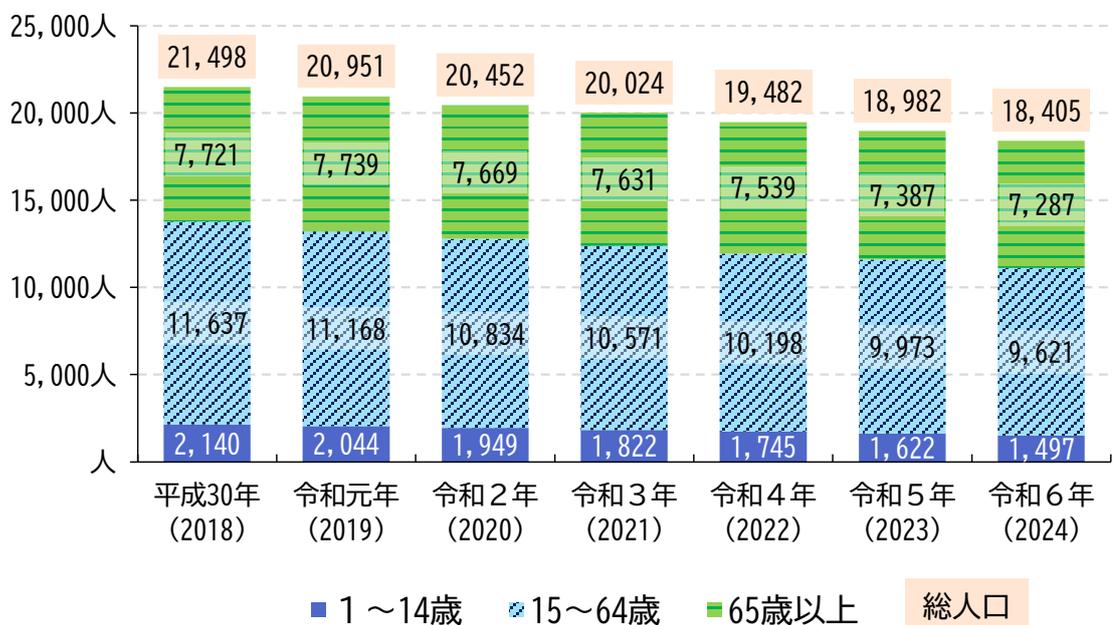
5 留萌市子ども・子育て会議：留萌市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第26号）により設置

第1節 留萌市の現状と課題

(1) 総人口・年齢3区分別人口

留萌市の総人口は減少が続いています。年齢3区分別でも、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のいずれも継続的に減少しています。

▼ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



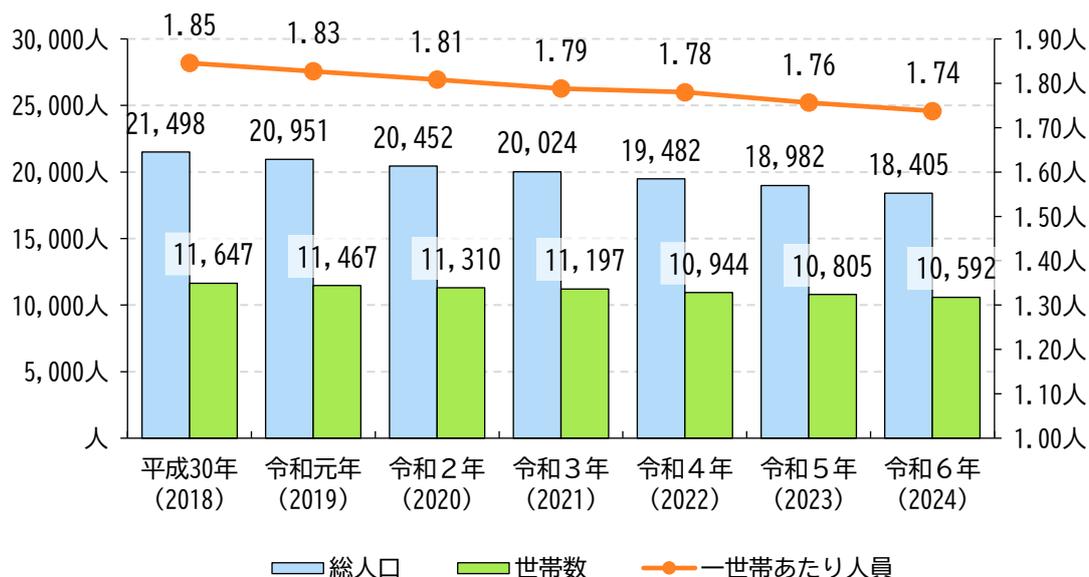
出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 世帯数・一世帯あたり人員

留萌市の世帯数は減少傾向にあります。

世帯数の減少が続いている中、総人口の減少幅がそれよりも大きいため、一世帯あたりの人員数も継続的に減少する状況となっています。

▼ 総人口と世帯数、一世帯あたり人員の推移



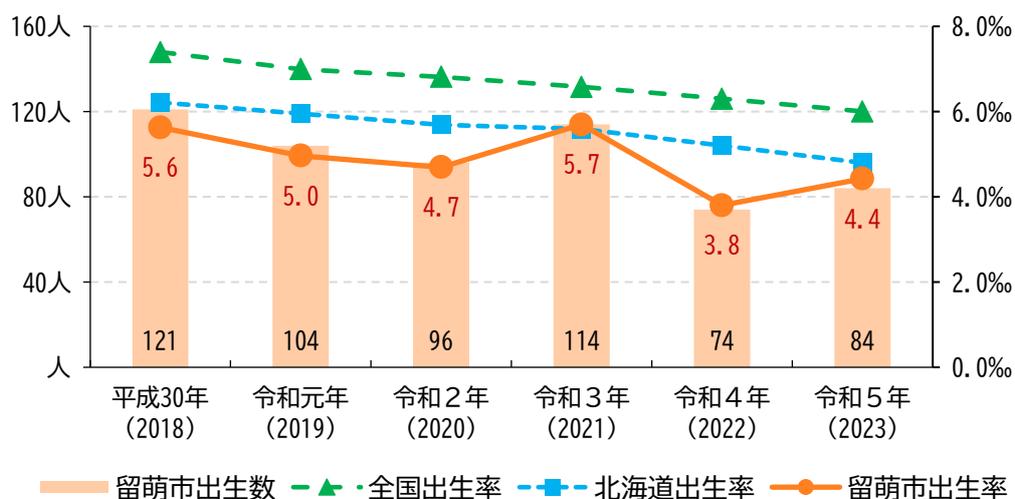
出典：住民基本台帳（人口は各年4月1日時点、世帯数は各年3月末日時点）

(2) 出生数・出生率

留萌市の出生数は、令和2年まで減少が続き、令和3年に114人と増加した後、令和4年に74人、令和5年に84人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生数）⁶は継続的に全国を下回っており、北海道との比較では、出生数増加で北海道を0.1%上回った令和3年を除き、北海道より低い水準となっています。

▼ 出生数、出生率の推移



出典：全国・北海道は人口動態調査、留萌市は市データ

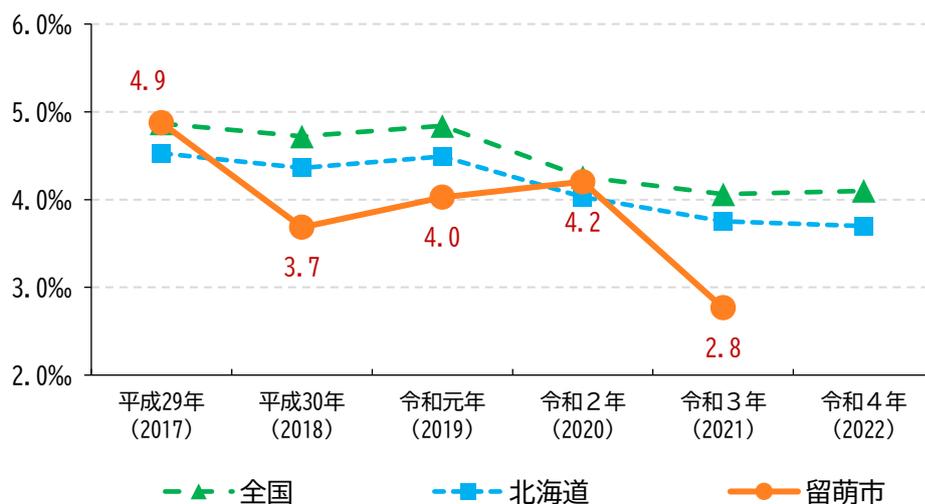
⁶ 出生率（人口千人あたりの出生数）：出生率は人口千人あたりの出生数のため百分率の%（パーセント）ではなく、千分率‰（パーミル）の単位で表される。

(3) 婚姻率、離婚率

婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、平成30年から令和2年にかけて上昇していましたが、令和3年に大きく下降し、全国、北海道を下回りました。

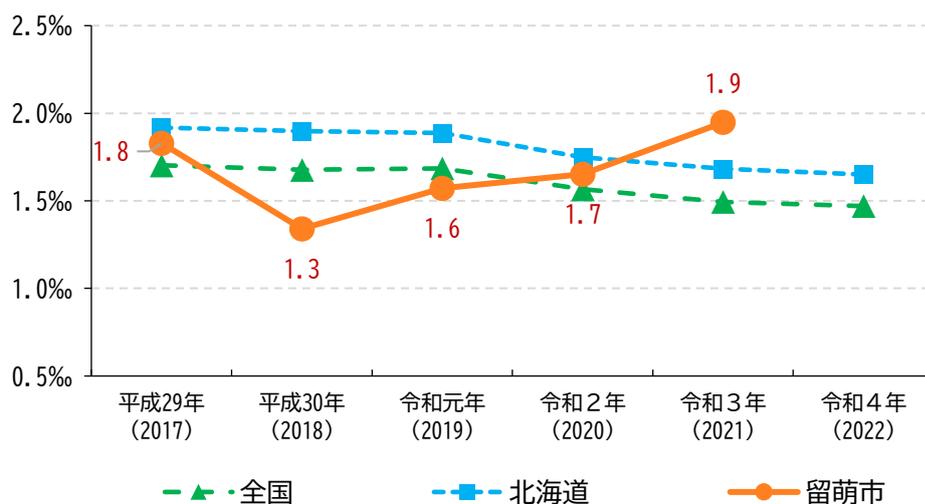
離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は平成30年以降上昇が続いており、令和3年には1.9と、全国、北海道のいずれをも上回っています。

▼ 婚姻率の推移



出典：人口動態調査

▼ 離婚率の推移



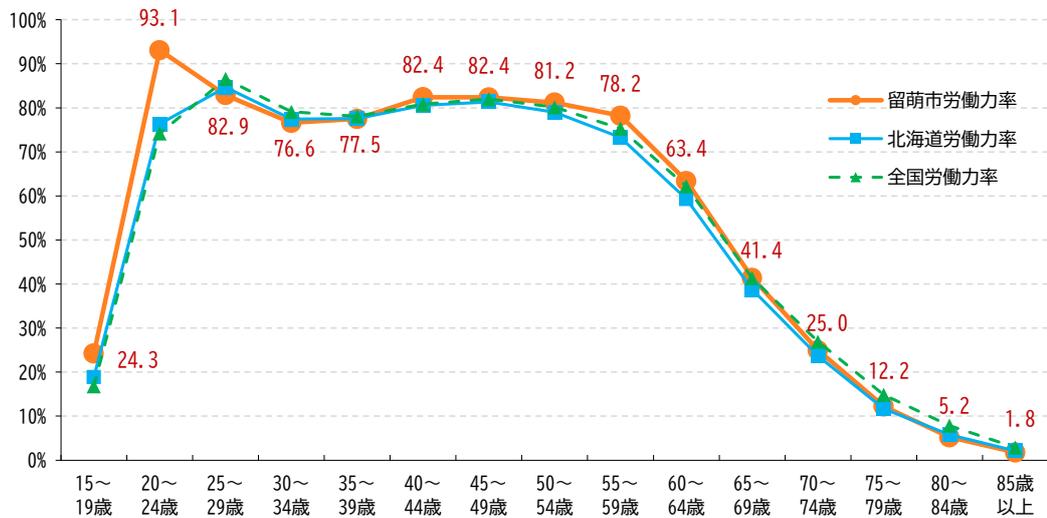
出典：人口動態調査

(4) 女性の就労状況

年齢別にみた女性の労働力率は、全国、北海道と同様に20歳代後半から30歳代で下がり、40歳代で上がる、いわゆるM字カーブを描いていますが、留萌市においては20歳代前半から後半にかけての下降が全国、北海道より顕著に現われています。出産の主力となり得る年代の女性が職を離れる傾向が強いと考えられます。

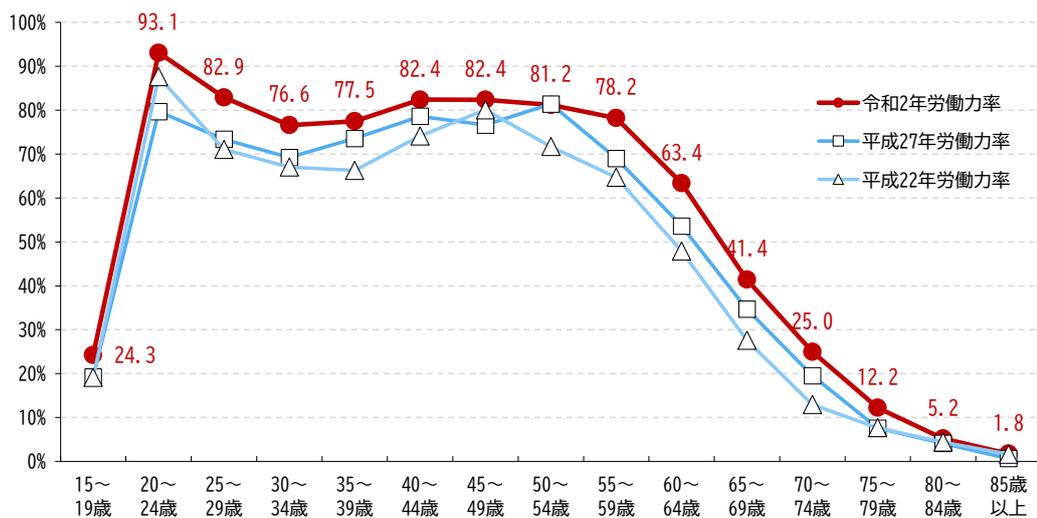
女性の労働力率の推移をみると、令和2年では各年齢層とも平成22年より上昇しており、M字カーブの傾向は次第に緩くなっています。

▼ 女性の就業（全国・北海道との比較）



出典：国勢調査（令和2年）

▼ 女性の労働力率の推移



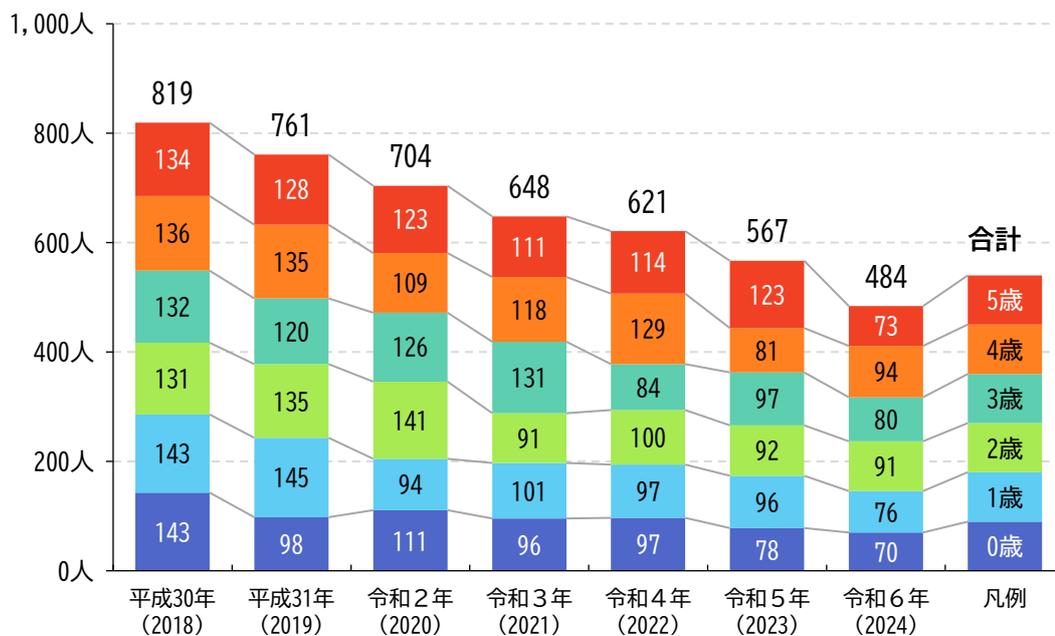
出典：国勢調査

(5) 子どもの人口

就学前児童（0歳～5歳）の人口は年齢・年次ごとでは一時的な増加もみられますが、合計では継続的に減少しています。

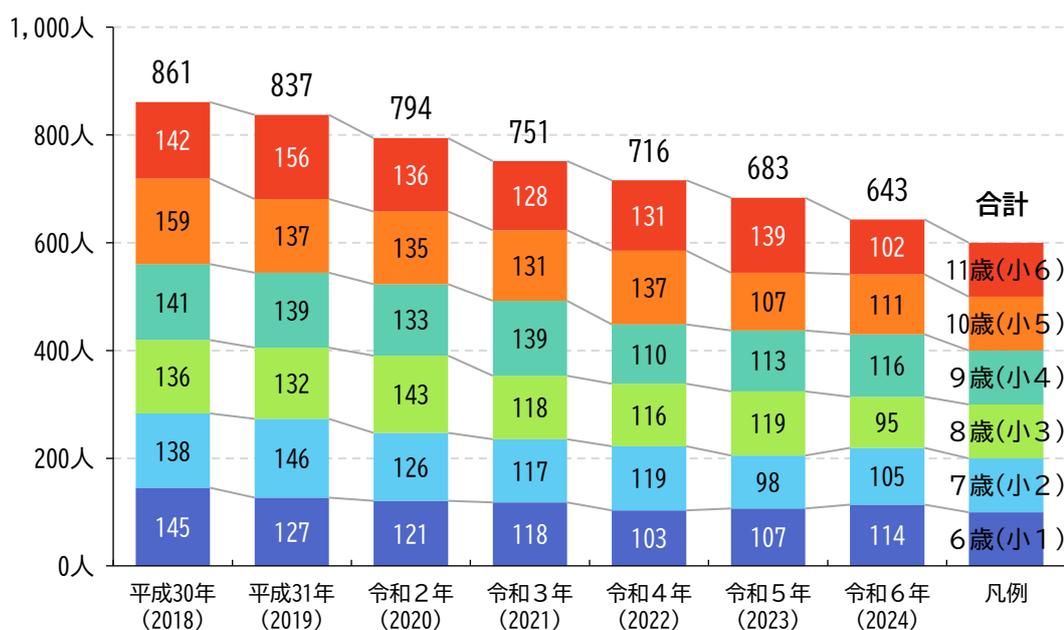
小学生児童（6歳～11歳）の人口も就学前児童と同様で、合計は減少が続いています。

▼ 就学前児童人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

▼ 小学生児童人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

第2節 教育・保育の現状と課題

(1) 保育施設

①認可保育施設

留萌市には、認可保育施設として私立保育園が2か所あります。

入所定員は令和2年度以降260人となっており、入所児童数は令和2年度以降250人台で推移しています。定員に対する入所率は90%後半の状態が続いており、施設定員は充足の状態となっています。

年度末における待機児童数は減少が続き、令和3年度、4年度は3人、令和5年度には0人となっています。今後、待機児童ゼロの維持と、持続可能なサービス提供体制とのバランスを考慮しながら整備を進める必要があります。

▼ 認可保育施設の利用状況等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所数(か所)	3	3	3	3	2
入所定員数(人)	300	260	260	260	260
入所児童数(人)	266	252	251	255	245
入所率(%)	88.7	96.9	96.5	98.1	94.2

※各年度末

▼ 入所児童数の内訳

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児(人)	14	18	18	17	24
1歳児(人)	34	26	33	40	29
2歳児(人)	43	42	36	37	38
3歳児(人)	57	50	61	52	52
4歳児(人)	62	55	51	58	47
5歳児(人)	56	61	52	51	55

※各年度末

▼ 待機児童の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
待機児童数(人)	17	5	3	3	0

※各年度末

②認可外保育施設

令和元年度以降、事業所内、院内ともに施設数に変化はありませんが、企業内は令和2年度以降、施設がありません。

利用児童数は減少傾向にあり、令和5年度では合計で27人の利用となっています。

▼ 認可外保育施設の利用状況等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所内 施設数(か所)	1	1	1	1	1
児童数(人)	12	14	3	9	9
院内 施設数(か所)	3	3	3	3	3
児童数(人)	35	20	22	19	18
企業内 施設数(か所)	1	-	-	-	-
児童数(人)	1	-	-	-	-

※各年度末

(2) 幼稚園

令和元年度以降、幼稚園数と認可定員数に変化はありません。利用定員数と入園児童数は減少しています。令和5年度で、認可定員に対する入園率は41.4%ですが、利用定員に対する入園率は102.0%と、100%を超える状況となっています。

一方、幼稚園在園児を対象とした一時預かりの延べ利用者数は令和4年度まで増加傾向にありました。令和5年度の利用は下降しましたが、令和元年度を100とすると令和5年度は167.5という上昇を示しています。今後も考えられるニーズの増加に対応した提供体制の確保を続ける必要があります。

▼ 幼稚園の利用状況等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園数(か所)	2	2	2	2	2
認可定員数(人)	370	370	370	370	370
利用定員数(人)	240	240	225	210	150
入園児童数(人)	219	202	210	172	153
対認可定員 入園率(%)	59.2	54.6	56.8	46.5	41.4
対利用定員 入園率(%)	91.3	84.2	93.3	81.9	102.0

※各年度3月1日の入所児童数

▼ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用人数(人)	6,148	8,450	9,113	11,254	10,295

(3) 小学校・中学校・特別支援教育など

①小学校

市内小学校の学級数は令和5年度に52学級で、令和元年度から7学級の減少となっています。児童数は令和5年度で678人と、令和元年度から163人の減少となっています。

▼ 小学校の児童数等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	5	5	5	5	5
児童数(人)	841	788	747	715	678
学級数(学級)	59	58	58	55	52

②中学校

市内中学校の学級数は令和5年度に23学級で、令和元年度から1学級の増加となっています。生徒数は令和5年度で364人と、令和元年度から82人の減少となっています。

▼ 中学校の生徒数等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	2	2	2	2	2
生徒数(人)	446	450	420	400	364
学級数(学級)	22	22	23	23	23

③特別支援教育

特別支援教育の児童・生徒数は小学校、中学校とも総じて増加傾向にあります。令和5年度、小学校の児童数は74人で令和元年度と比べて11人の増加、中学校の生徒数は令和5年度で28人で、令和元年度と比べて14人の増加となっています。

▼ 特別支援教育の児童・生徒数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 児童数(人)	63	54	60	67	74
学級数(学級)	23	23	24	22	21
中学校 生徒数(人)	14	18	24	34	28
学級数(学級)	7	7	8	9	9

(4) ことばの教室

幼児利用者数は令和2年度の87人がピークで、令和5年度では60人となっています。小学生利用者数は令和2年度から令和4年度までおおむね横ばいで推移していましたが、令和5年度には55人と減少しています。

▼ ことばの教室の利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児利用者数（人）	58	87	65	58	60
小学生利用者数（人）	57	60	60	59	55

※各年度5月1日現在の人数

(5) 留萌市子ども発達支援センター

子どもの発達支援は、令和元年度まで留萌市幼児療育通園センター、令和2年度からは留萌市子ども発達支援センターで行われています。令和5年度の幼児利用者数は43人、小学生利用者数は67人、中学生利用者数は9人で、小学生利用者数は前年より増加しています。

▼ 留萌市子ども発達支援センターの利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児利用者数（人）	39	44	57	55	43
小学生利用者数（人）	52	47	52	59	67
中学生利用者数（人）	13	24	10	19	9

※令和元年までは留萌市幼児療育通園センター

第3節 地域子ども・子育て支援の現状と課題

(1) 子育て支援センター

子育て支援センターの利用人数は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、令和2年度、令和3年度と大幅に減少となっていましたが、令和4年度、令和5年度には増加し、利用の回復傾向がみられます。

また、子育て支援センターにおける子育て相談件数は、令和3年度に急激に減少し、令和4年度にかけても減少傾向がみられましたが、令和5年度には増加しています。

▼ 子育て支援センターの利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数(日)	227	224	166	243	240
利用人数(人)	12,503	7,305	3,795	6,490	7,044
幼児(人)	6,573	4,150	2,082	3,436	3,593
小中学生(人)	3	0	3	2	3
一般(人)	5,927	3,155	1,710	3,052	3,448

▼ 子育て支援センターにおける相談件数等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て相談(件)	151	123	54	47	62

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は令和元年度以降減少が続いていましたが、令和5年度には増加し、76人となっています。

▼ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数(人)	109	95	92	69	76

(3) 児童センター

延べ利用人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和元年度以降減少傾向となっていました。令和4年度、令和5年度には増加し、利用の回復傾向がみられます。

▼ 児童センターの利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数（か所）	6	6	6	6	6
延べ利用人数（人）	47,335	35,716	34,363	37,200	43,291
幼児（人）	2,927	1,628	1,486	909	872
小中学生（人）	38,832	31,644	30,772	34,417	39,468
一般（人）	5,576	2,444	2,105	1,874	2,951

(4) 留守家庭児童会

実施か所数、定員ともに令和元年度以降、変化はありません。延べ利用人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり令和元年度から令和3年度にかけて減少していました。令和4年度に一旦増加しましたが、令和5年度には減少し24,877人となっています。

▼ 留守家庭児童会の利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
定員（人）	240	240	240	240	240
延べ利用人数（人）	28,467	26,701	25,880	26,013	24,877

(5) ファミリー・サポート・センター

集団利用回数は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり令和2年度に大幅な減少となっています。個人利用人数は令和元年度以降、減少が続いていましたが、令和4年度以降には増加しており、今後、利用が回復していくことも考えられます。

▼ ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人利用人数（人）	556	336	255	284	499
集団利用回数（回）	23	2	2	3	4

(6) 家庭相談事業

生活相談の件数は減少傾向となっており、母子・父子相談の件数は令和4年度まで増減を繰り返していましたが、令和5年度は前年に引き続き減少となっています。

虐待の相談件数は、令和2年度以降10件前後で推移してきたものが令和5年度には5件と減少しています。

▼ 家庭相談事業等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭相談（件）	115	73	70	71	68
うち虐待（件）	17	7	10	8	5
生活相談（件）	4,880	3,615	3,755	3,316	2,590
母子・父子相談（件）	26	32	55	24	53

(7) 病児保育事業

病児保育事業は平成31年2月から実施されています。延べ利用人数は令和4年度に43人、令和5年度に54人で、増加傾向となっています。

▼ 病児保育室の利用状況の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	25	1	13	43	54

第4節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

「第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の子育て環境、教育、保育の利用状況と利用希望、意見などニーズを把握することを目的に実施したものです。

②調査対象・調査方法

調査名	調査対象	調査方法
就学前児童保護者調査	市内在住の0～5歳のお子さんの保護者	郵送配付・回収
小学生児童保護者調査	市内在住の6～11歳のお子さんの保護者	郵送配付・回収
母子手帳交付者調査	市内在住の母子手帳交付者	郵送配付・回収
小・中学生調査	市内の学校に通う小学5年生、中学2年生	WEB調査

③調査時期

- 就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査、母子手帳交付者調査：
令和6年1月22日～令和6年2月9日
- 小・中学生調査：
令和6年1月30日～令和6年2月9日

④配付・回収状況

調査名	配付数	回収数	回収率	前回回収率
就学前児童保護者調査	439票	226票	51.5%	43.7%
小学生児童保護者調査	519票	255票	49.1%	42.7%
母子手帳交付者調査	32票	18票	56.3%	28.6%
小・中学生調査	218票	168票	77.1%	100%

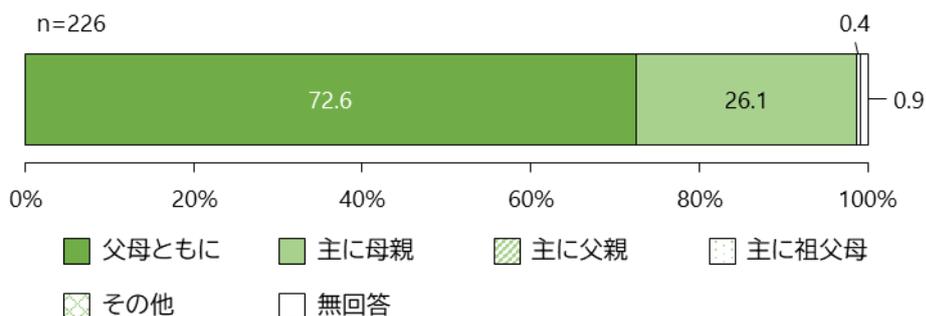
(2) 調査結果

①子育てを主に行っている人

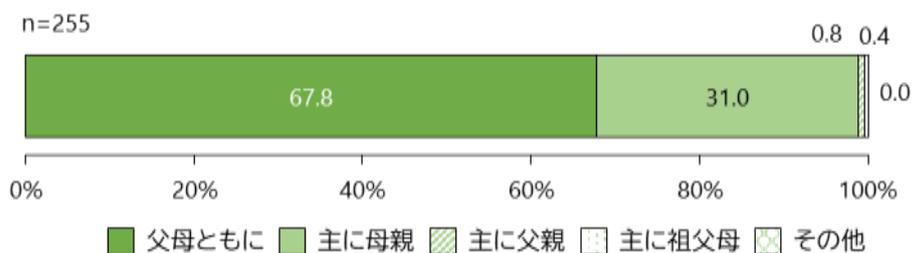
主な保育者について、就学前児童保護者では「父母ともに」が72.6%、「主に母親」が26.1%となっています。小学生児童保護者では「父母ともに」が67.8%、「主に母親」が31.0%となっています。

父親の育児参加の割合は、子どもの年齢の低い方が高くなっています。

就学前児童保護者



小学生児童保護者

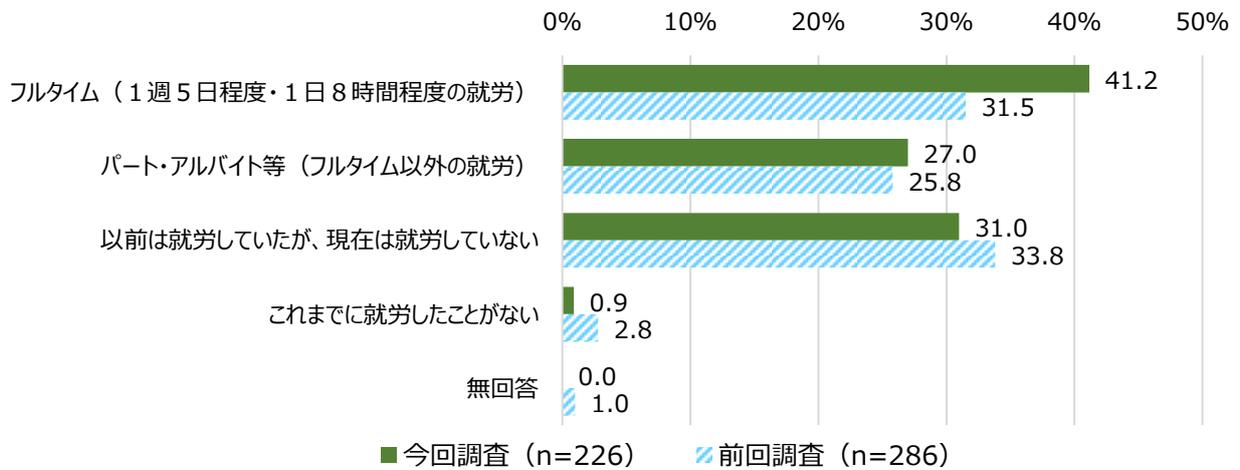


②母親の就労状況

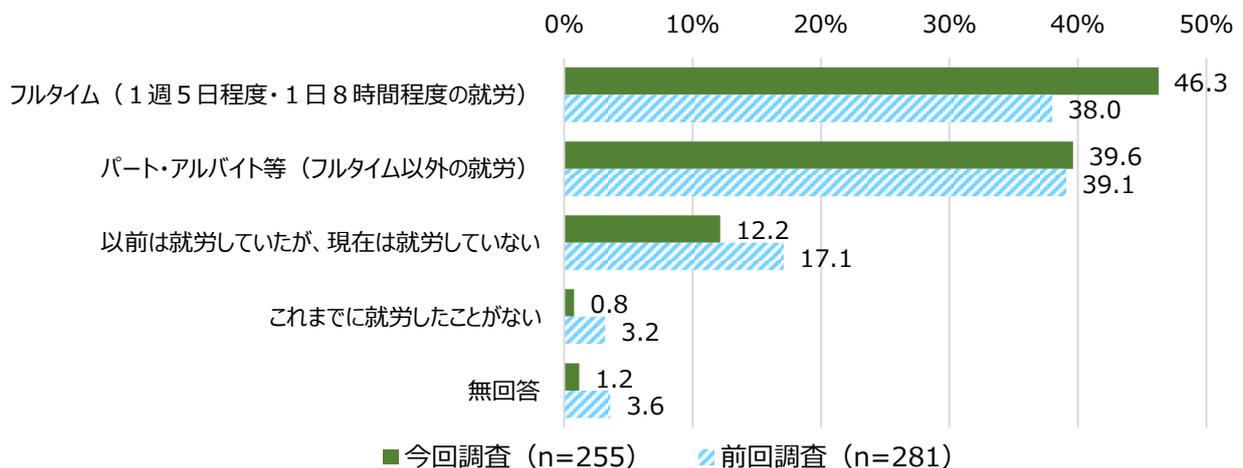
母親の就労形態について、就学前児童保護者では「フルタイム」が41.2%、「パート・アルバイト等」が27.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.0%となっています。小学生児童保護者では「フルタイム」が46.3%、「パート・アルバイト等」が39.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.2%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイム」の就労が就学前児童保護者では9.7ポイント、小学生児童保護者では8.3ポイント増加しており、保育ニーズの増加がうかがえます。

就学前児童保護者



小学生児童保護者

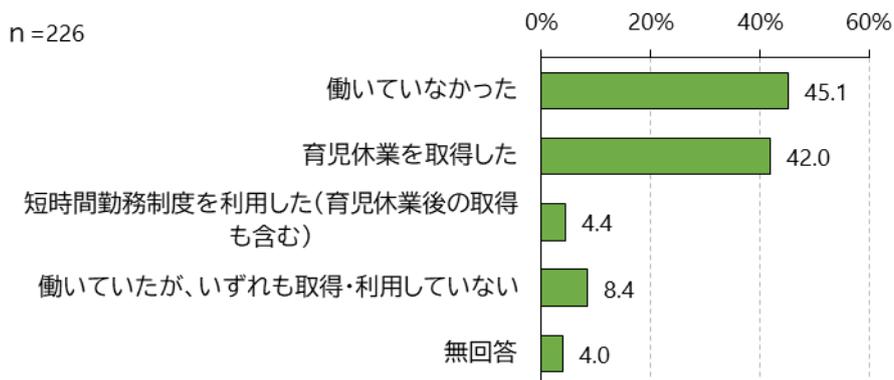


※前回調査での「産休・育休・介護休業中」は、今回、各就労形態に合算

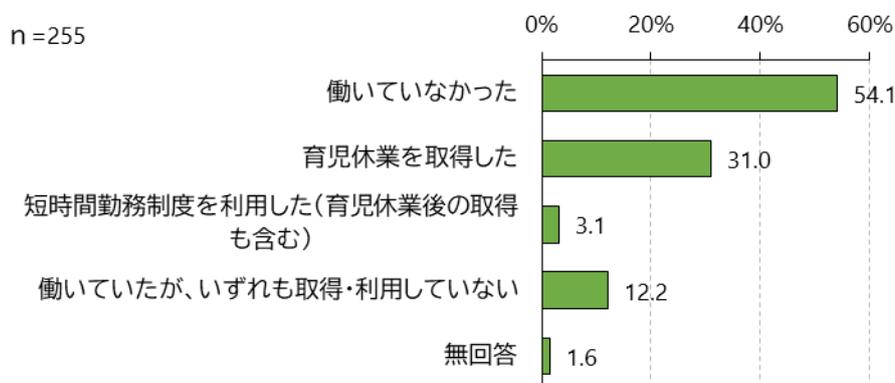
③母親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況

母親の育児休業制度または短時間勤務制度の利用状況について、就学前児童保護者では「働いていなかった」が45.1%と最も多く、次いで「育児休業を取得した」が42.0%となっています。小学生児童保護者では「働いていなかった」が54.1%と最も多く、次いで「育児休業を取得した」が31.0%となっています。

就学前児童保護者



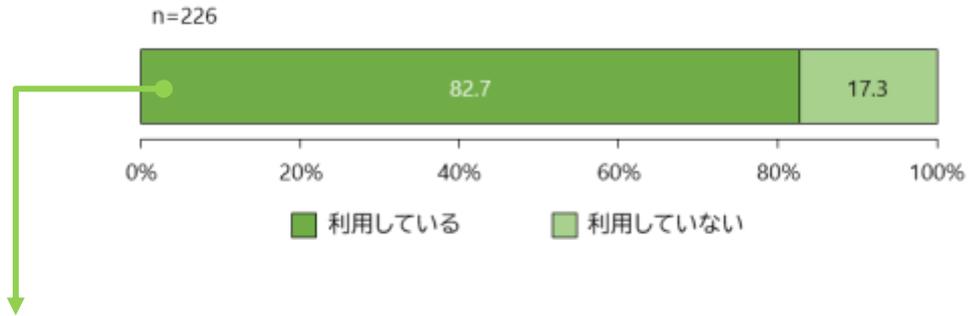
小学生児童保護者



④平日利用の保育サービス等

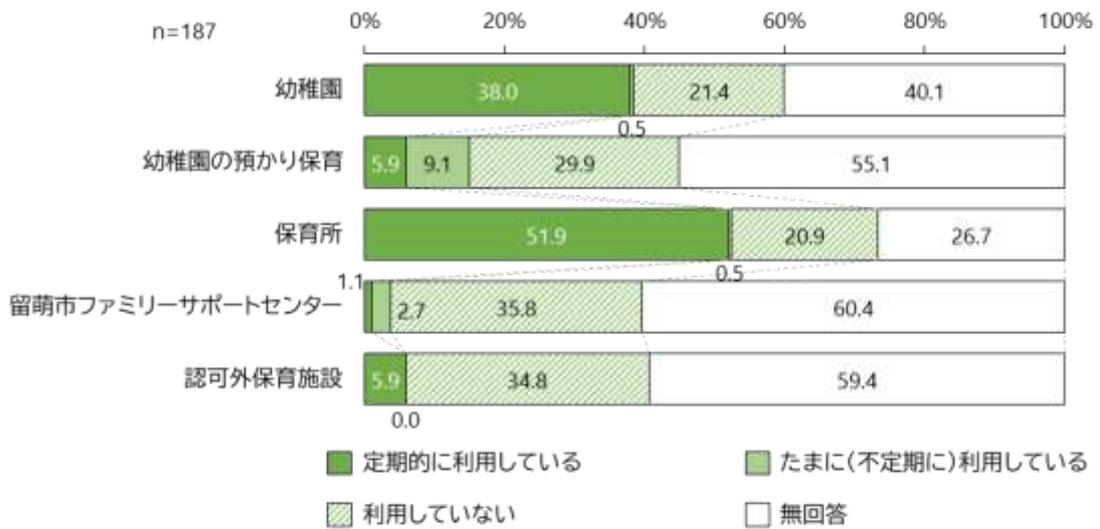
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は「利用している」が82.7%、「利用していない」が17.3%となっています。

就学前児童保護者



平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」人の、利用している教育・保育事業について、「定期的に利用している」では「保育所」が51.9%、「幼稚園」が38.0%と多くなっています。「たまに（不定期に）利用している」では「幼稚園の預かり保育」が9.1%となっています。

就学前児童保護者

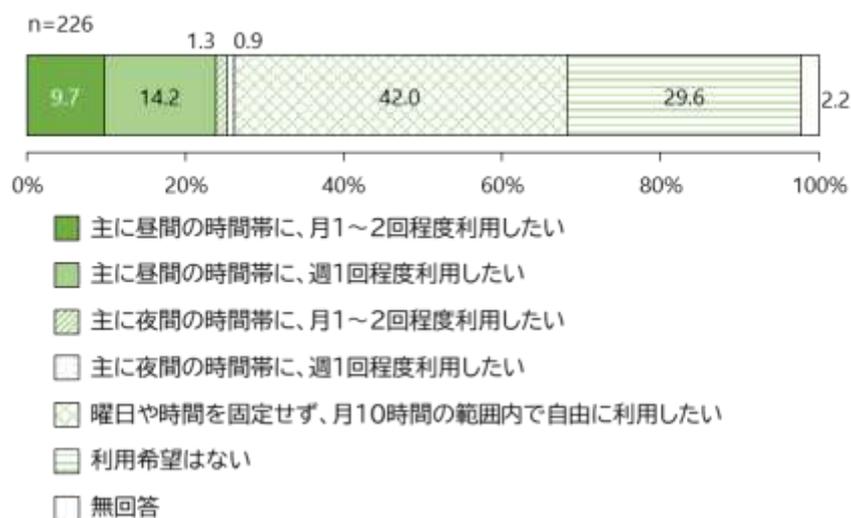


⑤「こども誰でも通園制度（仮）」の利用意向

「こども誰でも通園制度（仮）」の利用意向は「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲内で自由に利用したい」が42.0%、「主に昼間の時間帯に、週1回程度利用したい」が14.2%、「主に昼間の時間帯に、月1～2回程度利用したい」が9.7%となっています。また、「利用希望はない」は29.6%となっています。

就学前児童保護者の回答者は「母親」が84.1%であることから、上記には、主に母親の意向が現れていると思われます。

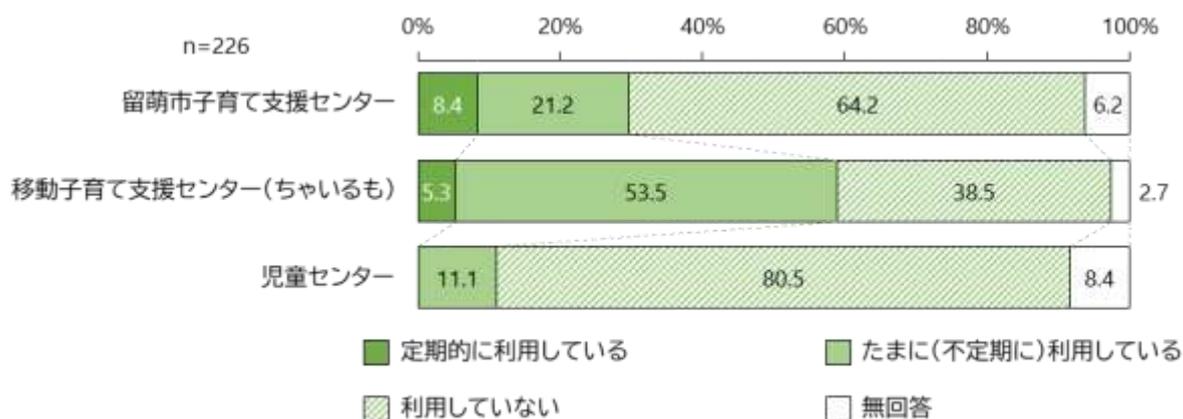
就学前児童保護者



⑥地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域の子育て支援拠点事業の利用状況について、「定期的にご利用している」では「留萌市子育て支援センター」が8.4%、「移動子育て支援センター（ちゃいるも）」が5.3%となっています。「たまに（不定期に）ご利用している」では「移動子育て支援センター（ちゃいるも）」が53.5%となっています。

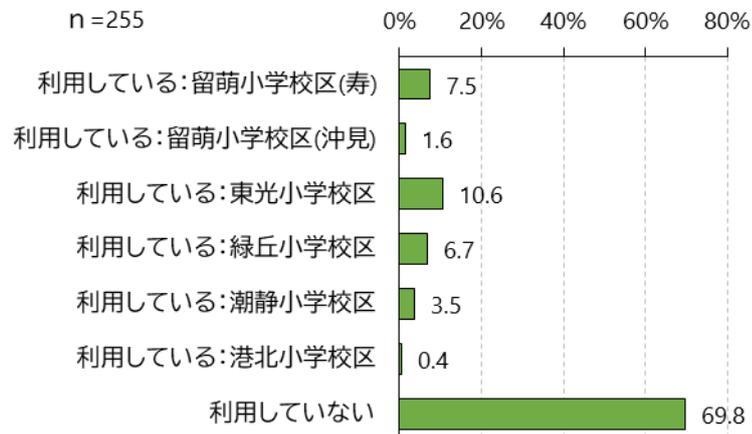
就学前児童保護者



⑦放課後児童クラブの利用状況・利用意向

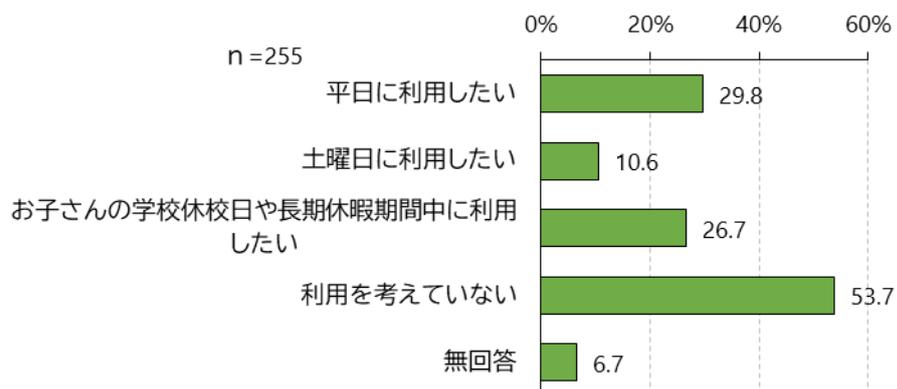
放課後児童クラブの利用状況は「東光小学校区」が10.6%、「留萌小学校区(寿)」が7.5%、「緑丘小学校区」が6.7%となっています。また、「利用していない」は69.8%となっています。

小学生児童保護者



放課後児童クラブの今後の利用意向は「平日に利用したい」が29.8%、「お子さんの学校休校日や長期休暇期間中に利用したい」が26.7%となっています。また、「利用を考えていない」は53.7%となっています。

小学生児童保護者

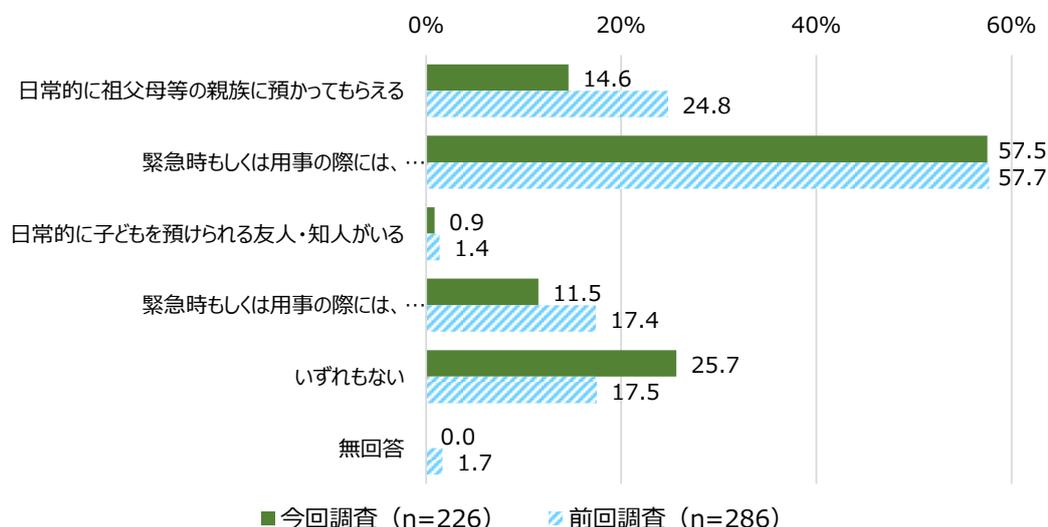


⑧日頃子どもを預かってもらえる人の有無

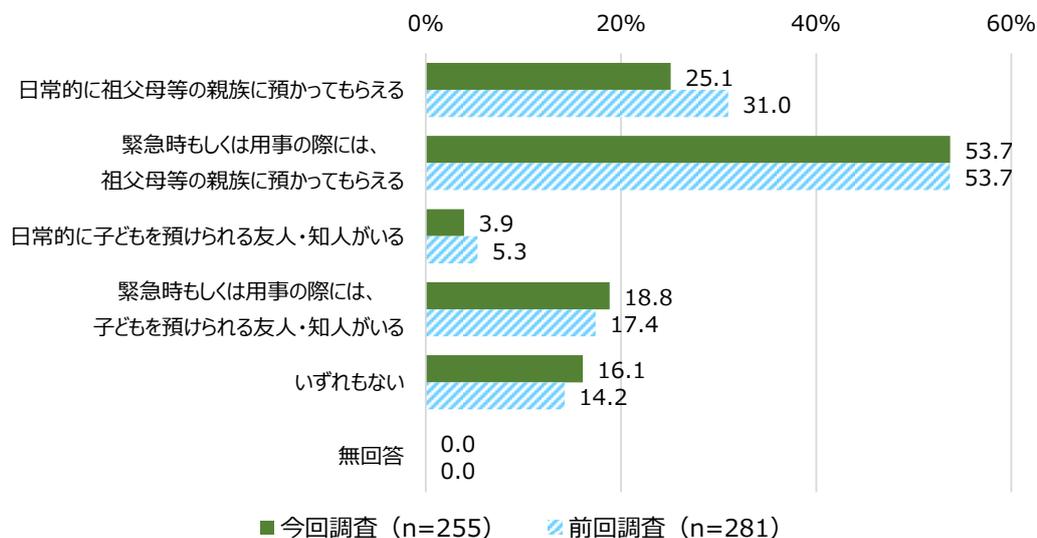
日頃子どもを預かってもらえる人がいるかどうかについて、就学前児童保護者では「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が57.5%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が14.6%となっています。また、「いずれもない」が25.7%となっています。小学生児童保護者では「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が53.7%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が25.1%、「緊急時もしくは用事の際には、子どもを預けられる友人・知人がいる」が18.8%となっています。

前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が、就学前児童保護者では10.2ポイント、小学生児童保護者では5.9ポイント減少しています。「いずれもない」は、就学前児童保護者では8.2ポイント増加しています。

就学前児童保護者



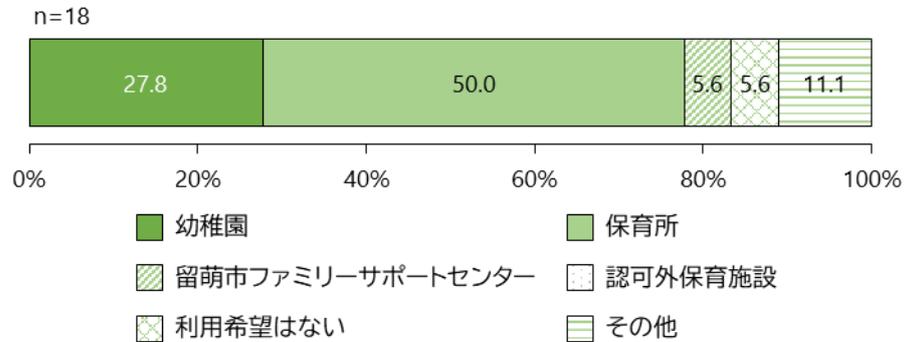
小学生児童保護者



◎母子手帳交付者の、保育所や幼稚園等利用意向と期待

母子手帳交付者の、将来的な保育所や幼稚園等の利用意向は、「保育所」が50.0%、「幼稚園」が27.8%となっています。

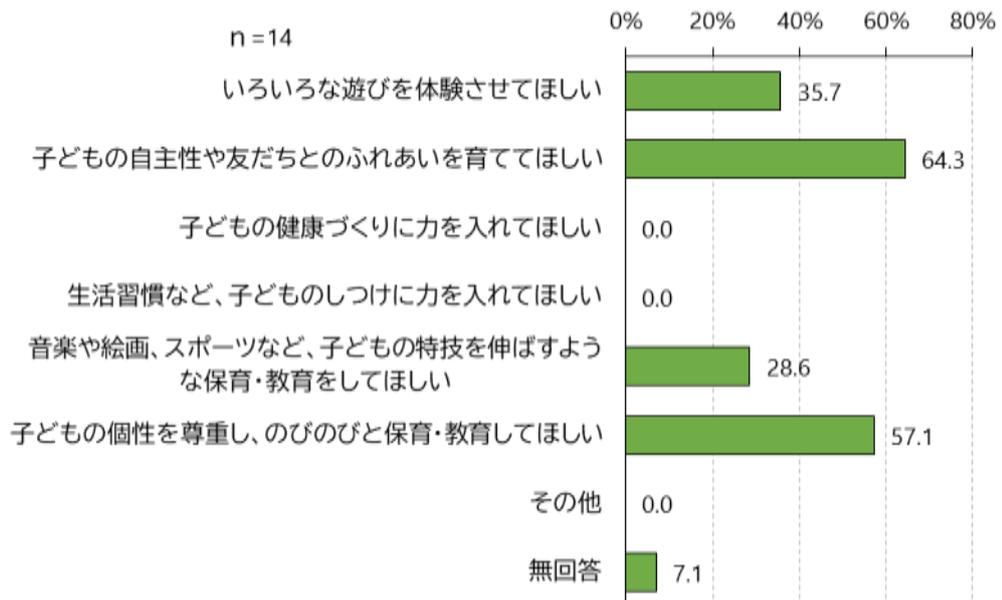
母子手帳交付者



幼稚園や保育所利用意向を持つ母子手帳交付者の、幼稚園や保育所で特に力を入れてほしい内容（複数回答）では、「子どもの自主性や友だちとのふれあいを育ててほしい」が64.3%、「子どもの個性を尊重し、のびのびと保育・教育してほしい」が57.1%、「いろいろな遊びを体験させてほしい」が35.7%となっています。

集団の中での他者とのふれあいや、個性の尊重、遊び体験などへの期待が大きいことがうかがえます。

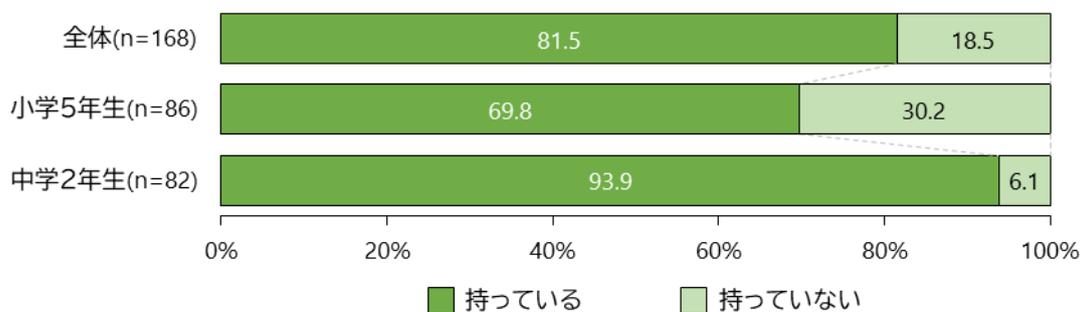
母子手帳交付者



⑩子どものデジタルデバイス所有

学校支給以外で、自分専用の携帯電話やスマートフォン、タブレットを持っているかについて、小学5年生では約7割、中学2年生では9割以上が「持っている」と回答しています。

小・中学生

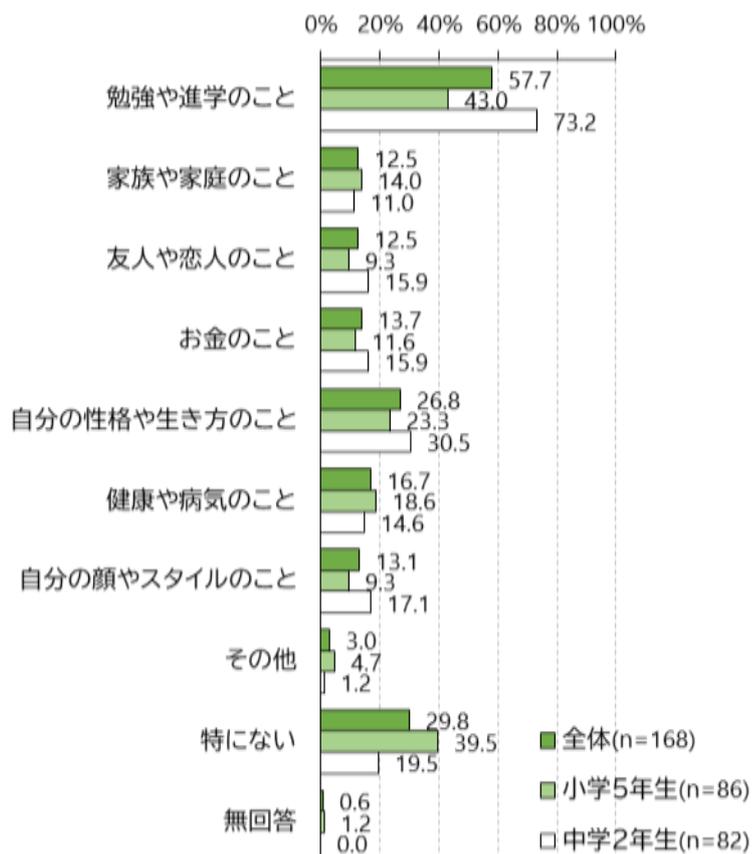


⑪子どもの悩みや心配ごと（複数回答）

悩みや心配ごとは、「勉強や進学のこと」が57.7%と最も多く、「自分の性格や生き方のこと」が26.8%となっており、「特にない」は29.8%となっています。

「勉強や進学のこと」「友人や恋人のこと」「お金のこと」「自分の性格や生き方のこと」「自分の顔やスタイルのこと」では中学2年生の方が回答割合が高くなっています。

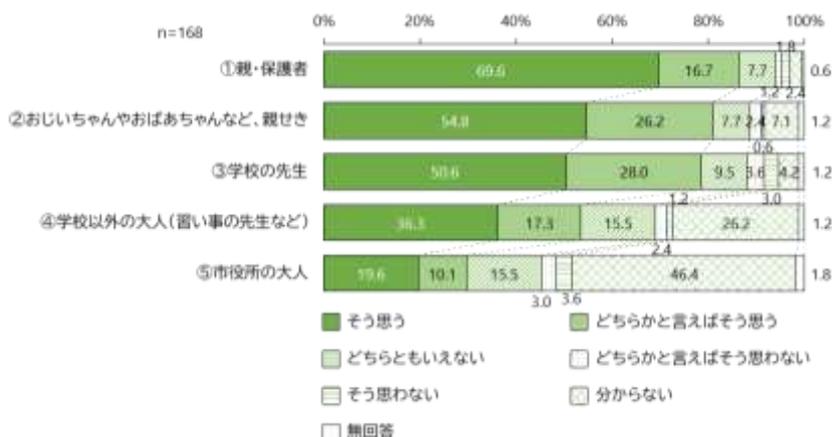
小・中学生



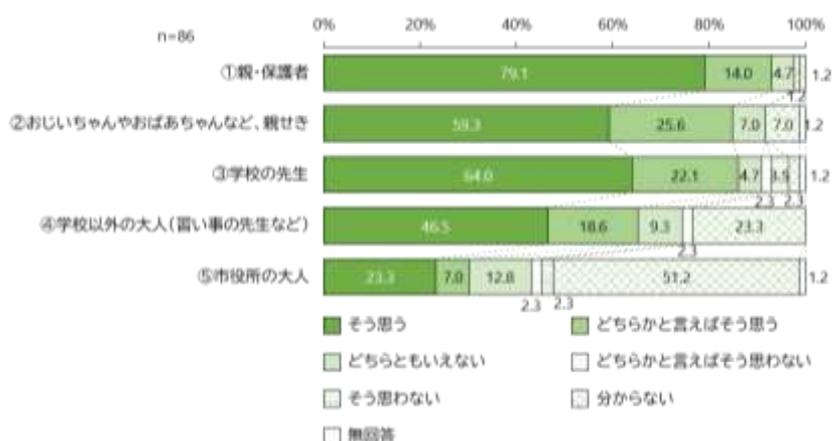
⑫周りの大人などが、自分の思ったことや考えたことをちゃんと聞いていると思うか

「そう思う」は「①親・保護者」が69.6%、「②おじいちゃんやおばあちゃんなど、親せき」が54.8%、「③学校の先生」が50.6%と多くなっています。「そう思う」はすべての項目で小学5年生の方が多くなっています。

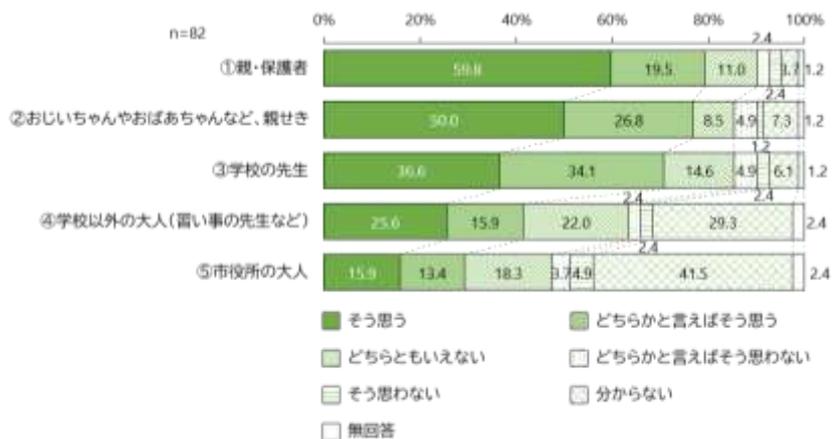
小・中学生 (全体)



小学5年生



中学2年生



第5節 中学生・高校生の生活実態に関するアンケートの結果概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

日常的に家事や家族の世話などを行っているヤングケアラーに対する支援策を検討するため、市における子どもの生活実態や課題等を把握することを目的に実施したものです。

②調査対象

市内の中学校、高校に通う中高生

③調査方法

WEB調査

④調査時期

令和5年7月3日～令和5年7月21日

⑤配付・回収状況

調査対象	配布数	回答数	回答率
中学生（留萌中学校、港中学校）	372件	325件	87.4%
高校生（留萌高校）	448件	302件	67.4%
合 計	820件	627件	76.5%

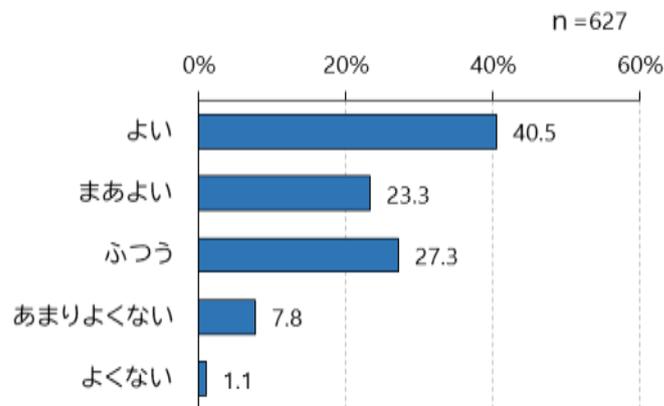
(2) 調査結果

①主観的健康状態

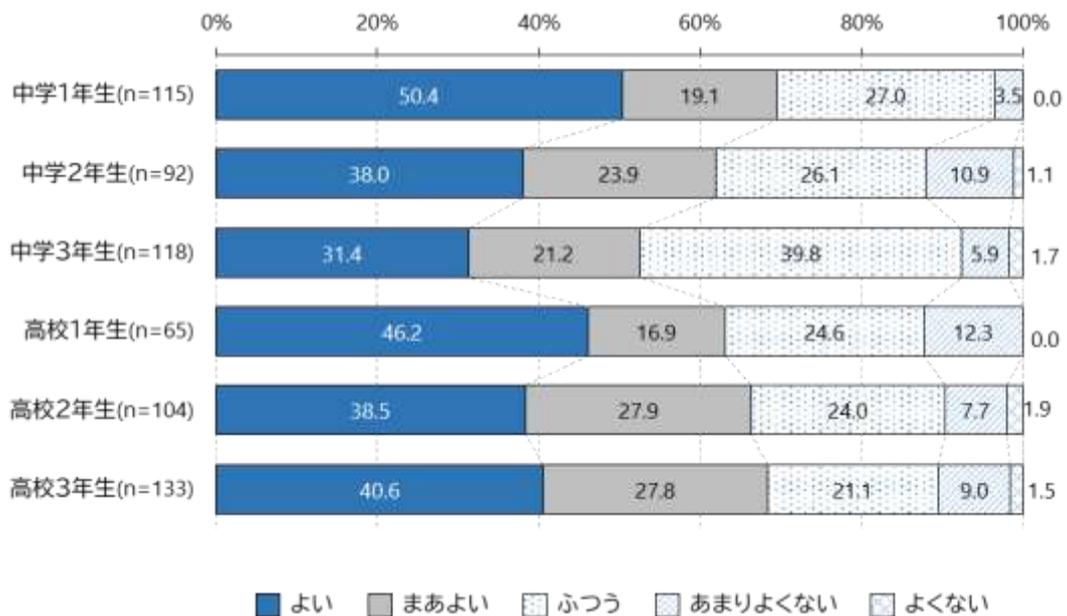
主観的健康状態は、「よい」が40.5%、「まあよい」が23.3%と合わせて63.8%が『よい』と回答しています。「ふつう」は27.3%となっています。

学年別にみると、「よい」は中学1年生、高校1年生で高く、中学3年生で低くなっています

全体

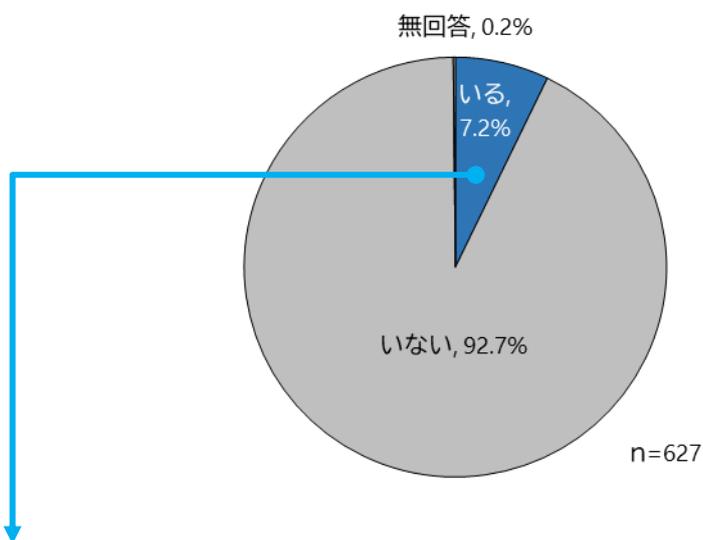


学年別



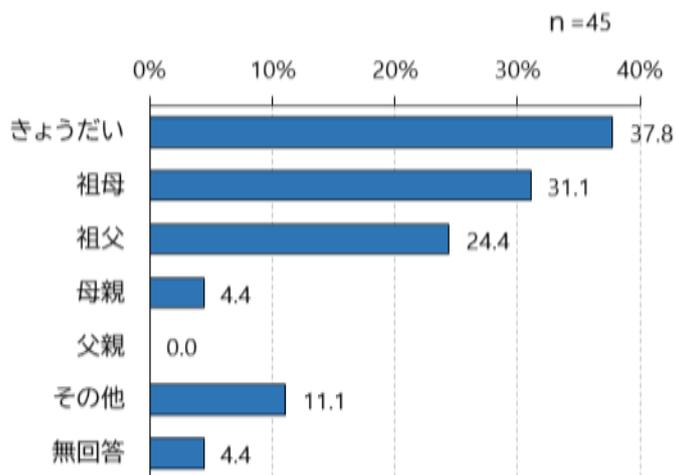
②お世話が必要な家族の有無

「いる」が7.2%、「いない」が92.7%となっています。



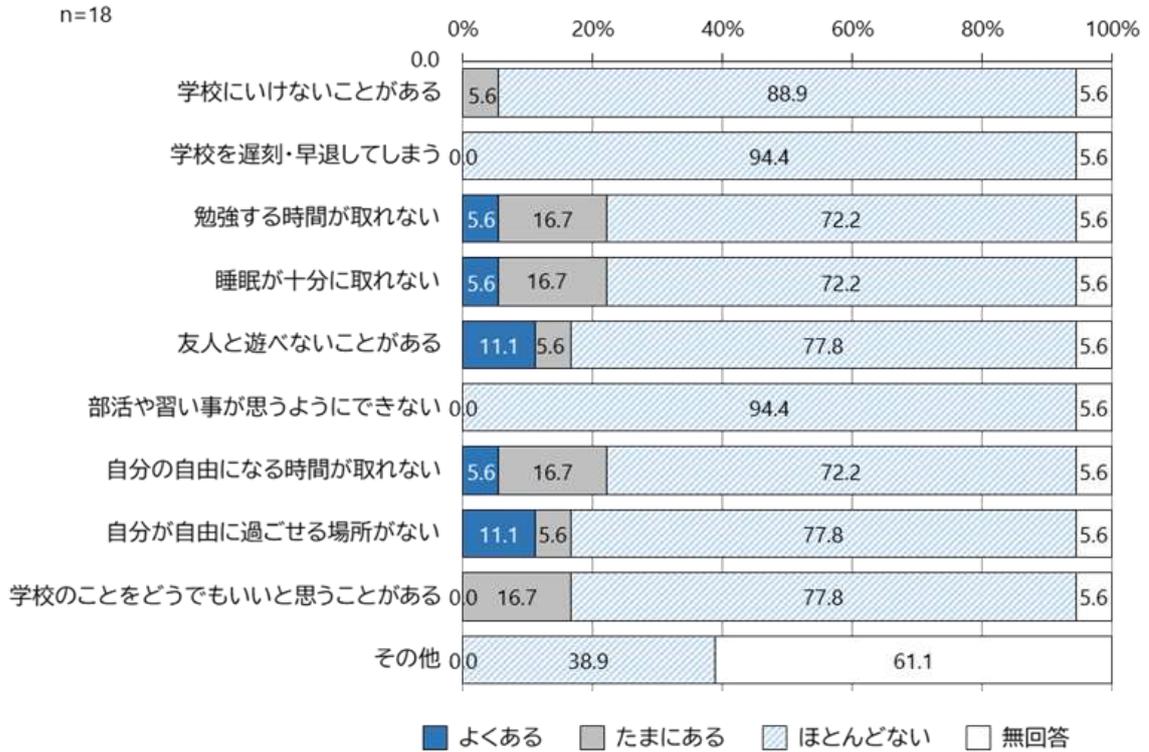
③お世話が必要な家族

お世話が必要な家族が「いる」人の、お世話が必要な家族は「きょうだい」が37.8%と最も高く、「祖母」が31.1%、「祖父」が24.4%、「その他」が11.1%、「母親」が4.4%となっています。



④お世話をしていることによる影響

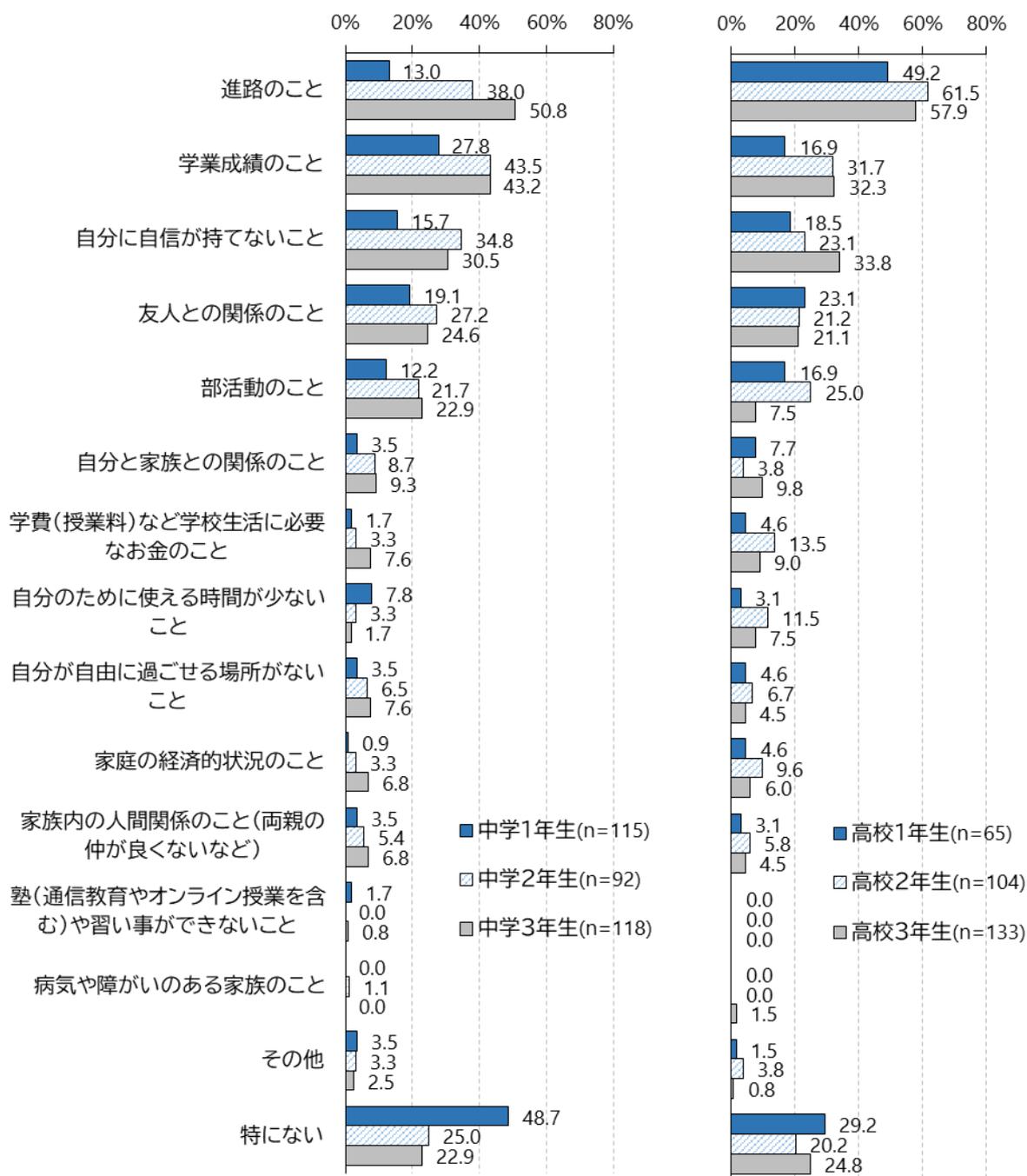
お世話をしている家族が「いる」人のうち、自分がお世話をしている人の生活等への影響について、「よくある」、「たまにある」という回答は、「勉強する時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「自分の自由になる時間が取れない」で高くなっています。



※n=18と母数が少ないことに留意が必要

⑤悩んだり困っていること

現在悩んだり困っていることについて、学年別にみると、「進路のこと」は高校2年生、高校3年生で高く、「学業成績のこと」は中学2年生、中学3年生で高くなっています。



第6節 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の評価

留萌市子ども・子育て支援事業計画に掲げる計103の事業からなる具体的事業の評価については、評価対象外の6事業を除く97事業のうち、十分な成果（A）と一定の成果（B）の合計が95事業と98%を占める結果となりました。

今後も、事業を本計画に引き継ぎ、着実に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標	実績評価			
	十分な成果	一定の成果	成果が低い	評価対象外
	A	B	C	
① 地域子育て支援の充実	15事業	0事業		
② 就学前教育・保育の充実	8事業		1事業	
③ 学校教育環境の充実	10事業	2事業		
④ 情報提供・相談体制の充実	4事業	0事業		
⑤ 母子保健・医療体制の充実	9事業			
⑥ 食育の推進	7事業	1事業		
⑦ 安心・安全な生活環境の整備	4事業	1事業	0事業	
⑧ 仕事と子育ての両立支援（再掲）				
⑨ 子どもの健全育成	11事業	2事業		1事業
⑩ 次代の親の育成				1事業
⑪ 家庭や地域の教育力の向上	4事業			1事業
⑫ 有害環境対策の推進	2事業	0事業		
⑬ 子どもの権利・安全の確保	1事業	1事業		
⑭ 児童虐待防止の推進	2事業	1事業		
⑮ ひとり親家庭等への自立支援	2事業	1事業		
⑯ 障がい児施策の推進	7事業	2事業		
⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進	1事業	1事業		
その他				3事業
合 計	87事業	9事業	1事業	6事業

第7節 子どもの将来人口推計

0～17歳の人口は、令和2年から令和6年度まで継続的に減少しています。今後もこの傾向が続き、本計画の最終年度である令和11年度には1,395人となる予測です。

年齢	← 前計画期間 →					本計画の計画期間				
	実績（人）					推計（人）				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	111	96	97	78	70	71	68	66	64	62
1歳	94	101	97	96	76	70	71	67	65	64
2歳	141	91	100	92	91	72	66	67	63	61
3歳	126	131	84	97	80	84	68	61	62	59
4歳	109	118	129	81	94	79	82	66	59	60
5歳	123	111	114	123	73	87	73	77	61	56
6歳	121	118	103	107	114	68	82	69	72	58
7歳	126	117	119	98	105	112	67	80	68	71
8歳	143	118	116	119	95	102	109	66	79	66
9歳	133	139	110	113	116	94	101	108	65	78
10歳	135	131	137	107	111	114	93	99	106	63
11歳	136	128	131	139	102	109	112	91	97	104
12歳	151	130	124	124	136	99	106	108	88	94
13歳	138	154	130	122	118	133	97	103	106	86
14歳	162	139	154	126	116	114	129	93	100	103
15歳	135	155	137	149	122	113	111	125	91	97
16歳	143	131	154	135	148	120	111	110	123	90
17歳	133	145	131	153	133	147	120	110	108	123
合計	2,360	2,253	2,167	2,059	1,900	1,788	1,666	1,566	1,477	1,395

出典：令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日）

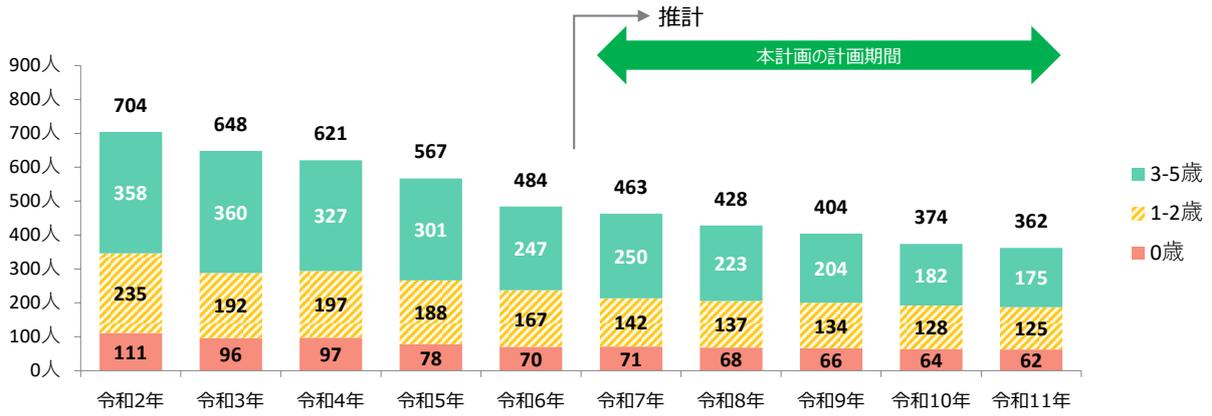
○平成30（2018）年～令和6（2024）年の住民基本台帳人口実績（各年4月1日）を基に、コーホート変化率法⁷により推計。

○変化率については新型コロナウイルス感染症拡大時期の令和2～4年を除いた変化率の平均値とした。

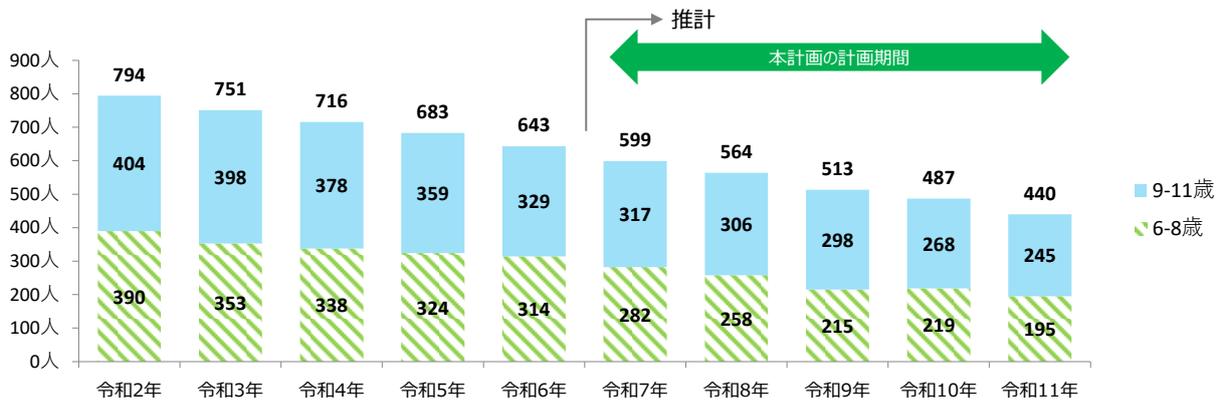
○将来の出生率は国立社会保障人口問題研究所「令和5年地域推計」による留萌市の出生率実績を参考に設定した。

⁷ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年に生まれた人たち）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

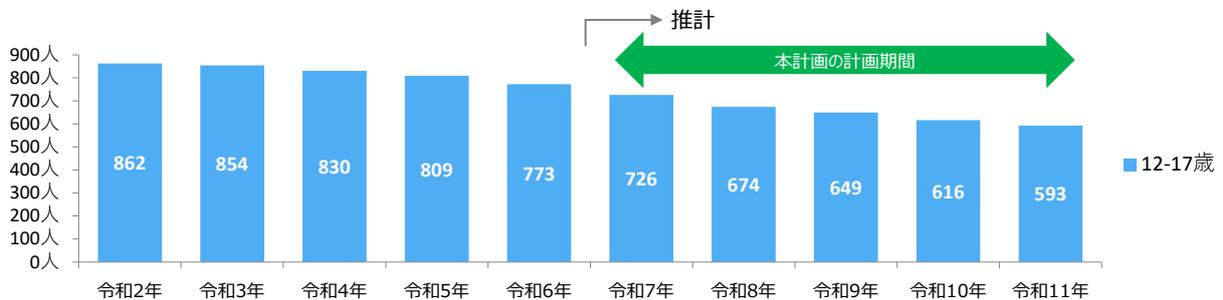
▼ 0歳～5歳の人口実績と推計



▼ 6歳～11歳の人口実績と推計



▼ 12歳～17歳の人口実績と推計



Ⅲ

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

留萌市のすべての子どもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

基本理念

子どもたちの生きる力
「夢・希望・笑顔」あふれるまち

留萌市では、前計画において「子どもたちの生きる力 『夢・希望・笑顔』あふれるまち」を基本理念とし、すべての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望の持てる笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりに取り組んできました。

子どもは家庭の希望であり、留萌の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いであり、それが実現してこそ留萌は夢、希望、笑顔のあふれるまちになることができます。

留萌市では今後とも、子どもたちがさまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、いきいきと、のびのびと成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援していきます。

また、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心して子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

以上のような、これまで目指してきた考え方により、本計画においても、これからも変わることはない大切な姿勢として前計画の理念を継承していくこととします。

第2節 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の4点を基本的な視点と定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本視点1 すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

視点

ニーズ調査では、母子手帳交付者の将来的な保育所や幼稚園等の利用意向は、「保育所」が50.0%、「幼稚園」が27.8%となっています。P30

利用意向を持つ人が幼稚園や保育所で特に力を入れてほしい内容では、「子どもの自主性や友だちとのふれあいを育ててほしい」が64.3%、「子どもの個性を尊重し、のびのびと保育・教育してほしい」が57.1%、「いろいろな遊びを体験させてほしい」が35.7%となっており、教育・保育の場における、他者とのふれあいや、個性の尊重、遊び体験などへの期待が大きいことがうかがえます。P30

方針

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い良質な教育・保育を提供するには、その人材の確保が欠かせないものであり、保育士・幼稚園教諭等の専門的な知識を有する人材の発掘・活用に努めます。

視点

就労する女性の割合は各年齢層とも上昇していますが、子育て期に女性が仕事から離れる、いわゆるM字カーブは次第に緩やかになっており、仕事を続けながら子育てをする女性の増加がうかがえます。P12

ニーズ調査による母親の就労状況では、就学前児童保護者では「フルタイム」が41.2%、「パート・アルバイト等」が27.0%、小学生児童保護者では「フルタイム」が46.3%、「パート・アルバイト等」が39.6%となっており、前回調査と比較すると、「フルタイム」の就労が就学前児童保護者で9.7ポイント、小学生児童保護者で8.3ポイント増加しています。P24

方針

保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境の充実を図るとともに、必要な教育・保育施設の整備を行うため関係機関等と積極的に協議を進めていきます。

基本視点2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

視点

ニーズ調査では、就学前児童保護者の回答で、平日の定期的な教育・保育事業を「利用していない」人が17.3%で、2割弱が家庭保育となっています。

P26

また、母親の育児休業制度または短時間勤務制度の利用状況については、就学前児童保護者では「働いていなかった」が45.1%と最も多く、「育児休業を取得した」が42.0%となっています。P25

方針

安心して子育てができるよう、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から、子育ての切れ目のない支援を行っていきます。

視点

ニーズ調査による地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」の回答が、「留萌市子育て支援センター」で64.2%、「移動子育て支援センター（ちゃいるも）」で38.5%、「児童センター」で80.5%となっており、親子で楽しく遊んだり、情報交換をしたり、子育てに様々な不安や迷い、悩みがある場合にはその相談にのる拠点の利用は必ずしも多くない状況です。

P27

方針

子どもが遊びや他者とのふれあいを通じていきいきと育つことができ、保護者は子育ての不安を軽減して子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供など、利用しやすいサービスの提供や利用の勧奨など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

基本視点3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

視点

ニーズ調査による、日頃子どもを預かってもらえる親族、友人・知人がいるかどうかについて、就学前児童保護者の回答では、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が57.5%と最も多かったものの、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は14.6%で前回調査より10.2ポイント減少し、「いずれもない」は25.7%で前回調査より8.2ポイント増加しています。P29

世帯数が減少傾向にある中で、一世帯あたりの人員数も継続的に減少しており、同居の家族・親族による家事や子育ての支援にも大きな期待はもたない状況と考えられます。P9

また、地域の力をいかした「子育ての相互援助活動」であるファミリー・サポート・センターの個人利用人数は、コロナ禍を経た後に増加の傾向がみられます。P20

方針

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、地域社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域の子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

基本視点4 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

視点

家庭相談事業における令和5年度の相談件数は、生活相談が2,590件、母子・父子相談が53件、虐待が5件となっています。P21

ニーズ調査の小・中学生調査では、お世話が必要な家族が「いる」は7.2%、「いない」は92.7%となっています。P35

子どもや家庭が支援の必要な状態にあっても、当事者が自ら声をあげるケースは多くないとも考えられ、支援の起点となる周囲や関連機関の「気づき」は重要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を防止するほか、専門性を有する関係機関との連携強化を図ります。

方針

また、障がい児支援については、関係機関の連携強化、情報共有を目的とした連絡会議等を設置し、乳幼児期から就学前、学童期まで切れ目なく効果的な支援を行います。さらに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する相談・情報の提供など総合的支援に努め、誰もが身近な地域で安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

第3節 施策の体系

基本理念、基本視点、基本目標を踏まえて、留萌市子ども・子育て支援事業計画を以下の体系図に基づき実施していきます。

基本理念	基本視点	基本目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもたちの生きる力 「夢・希望・笑顔」あふれるまち</p>	<p>1 すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域子育て支援の充実 ② 就学前教育・保育の充実 ③ 学校教育環境の充実 ④ 情報提供・相談体制の充実 ⑤ 母子保健・医療体制の充実 ⑥ 食育の推進 ⑦ 安心・安全な生活環境の整備 ⑧ 仕事と子育ての両立支援 ⑨ 子どもの健全育成 ⑩ 次代の親の育成 ⑪ 家庭や地域の教育力の向上 ⑫ 有害環境対策の推進 ⑬ 子どもの権利・安全の確保 ⑭ 児童虐待防止の推進 ⑮ ひとり親家庭等への自立支援 ⑯ 障がい児施策の推進 ⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進 ⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）
	<p>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</p>	
	<p>3 子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり</p>	
	<p>4 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり</p>	

第4節 計画に基づく具体的事業

計画に基づく具体的事業については、前計画（第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画）を継続し、105事業により子ども・子育て支援を推進します。

基本目標① 地域子育て支援の充実

1 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 育児不安などの子育て相談や親子同士のふれあいの場も提供し、育児に関する講演会等を開催するなど、子育て家庭に対する様々な事業を推進します。
- コロナ禍の利用減少が回復傾向にあります。引き続き、親子の交流の場を提供していきます。

子育て支援課(子育て支援センター)

2 利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、子育て支援を推進します。
- 令和5年度より、子育て世代包括支援センターとして子育て支援センターと保健医療課が連携して、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を図っています。
- 関係機関と連携調整を図りながら、子育て世代包括支援センター事業を充実させていきます。

子育て支援課(子育て支援センター)

3 妊婦等包括相談支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ事業です
- 全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

保健医療課

4 妊婦のための支援給付

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を目的に、妊婦のための支援給付を実施します。

子育て支援課

5 親子ひろば事業

- 市内2カ所の児童センターにおいて、未就学の幼児・児童を対象に、遊びを中心とした親子の交流の広場を提供しています。

子育て支援課(子育て支援センター)

6	<p>ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業）</p> <p>○子育ての援助を受けたい人と援助を提供できる人を地域で結び付ける「子育ての相互援助活動」により、地域ぐるみで子育てを支援します。</p> <p>○まちなかに拠点を移したことで利便性が向上し、保護者の子育ての不安や負担感の軽減、仕事と子育ての両立の支援が図られています。</p> <p>○地域の力をいかした子育て支援として、引き続き実施していきます。</p>	子育て支援課
7	<p>一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）</p> <p>○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。</p> <p>○私立幼稚園では、在園児を対象とした預かり保育のほか、令和5年度からは在園児以外に対する一時預かり事業を1園で実施しています。</p> <p>○引き続き、保護者のリフレッシュ目的も含めて乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行っていきます。</p>	子育て支援課
8	<p>産後子育てサポート事業</p> <p>○子育て支援として、乳幼児全戸訪問時にファミリー・サポート・センター3時間無料券を配布し、産後の子育てを支援します。</p>	子育て支援課
9	<p>乳幼児全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）</p> <p>○生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、子育て支援を推進しています。</p> <p>○引き続き、保健医療課と連携し、子育て支援を推進します。</p>	子育て支援課(支援センター)／保健医療課
10	<p>養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）</p> <p>○乳幼児全戸訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、家事・育児支援や養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保するなど子育て支援を推進しています。</p> <p>○引き続き保健師と連携し、母子の心身の状況及び養育環境を把握して、子育て相談及び子育て関連情報の提供、児童虐待の未然防止や家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。</p>	子育て支援課／保健医療課
11	<p>子ども（乳幼児等）医療費助成事業</p> <p>○子育て世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、0歳児から高校卒業年度末までに医療費の助成を行い、子育て支援を推進しています。</p>	市民課

12 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（地域子ども・子育て支援事業）

○就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生から6年生に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供することにより、子どもの健全育成及び仕事と子育て支援の充実を図ります。

子育て支援課

13 地域組織活動（母親クラブ活動費補助金）

○児童センターを拠点として、地域で組織される母親クラブの地域組織活動と連携・協力し、異世代間交流や安全対策活動により、子どもの健全育成を推進します。

○引き続き、地域で組織される母親クラブの地域組織活動を補助し、連携・協力していきます。

子育て支援課

14 妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行）（地域子ども・子育て支援事業）

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

○母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。

○適切な時期に行うことで、母子共に健康状態の把握を図ることに繋がるため、受診票の交付等、引き続き実施していきます。

保健医療課

15 遊び方教室

○1歳6カ月健康診査等で、心身の発達の遅れや育児不安などで支援が必要な母子を対象に、関係機関と連携した遊び方教室を開催し、障がい児施策の推進を図ります。

○働いていても仕事を休んで参加する母親がいるなど、事業のニーズが高まっていることから、引き続き実施していきます。

保健医療課

16 カズモ赤ちゃんの駅認定事業

○妊婦や子ども連れの保護者が気軽に外出できる環境づくりのため、子育て設備の一定基準を満たした施設等をカズモ赤ちゃんの駅として認定し、子育て支援を推進します。

○公共施設など市内17施設を認定しています。妊婦や子ども連れの保護者が気軽に外出できる環境づくりとして継続します。

子育て支援課

17 病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

○病児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を、平成31年から実施しています。

○引き続き、病児を一時的に保育することにより、児童の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。

子育て支援課

基本目標② 就学前教育・保育の充実

18 幼児教育・保育事業

- 認可保育所・小規模保育事業所において、保護者の就労等の理由により、保育の必要な幼児・児童を受け入れ、また、幼稚園において、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長を助長するために、幼児教育・保育のサービスの充実を図ります。

子育て支援課

19 障がい児保育事業

- 障がいをもつ子どもが安心して保育サービスを受けられるよう環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。
- 児童センターに障がい児養育支援のための必要な指導員を配置し、円滑な受け入れ体制の確保が図られています。

子育て支援課

20 延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施し、保育サービスの充実を図ります。
- 保育短時間対象者に対する保育標準時間の範囲内においての延長保育については継続して実施します。

子育て支援課

21 小規模保育事業

- 認可保育所より少人数の単位（定員 19 人）で、0歳から2歳までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育事業所を、令和元年12月から、NPO法人の設置・運営により実施しています。
- 待機児童の解消や働いている保護者を支援するため、引き続き実施します。

子育て支援課

22 保育施設(保育所)運営事業(多子世帯保育所保育料軽減分)

- 多子世帯の保育所保育料を軽減することによって、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- 国の基準を上回る支援を実施しています。経済的負担の軽減を図ることで、子育てしやすい環境を整えて提供するため、引き続き実施します。

子育て支援課

23 保育士等加配補助金

○障がい児等の受入れを行い、国の基準以上に保育士等を配置する認可保育所・幼稚園に対し、保育士等の配置に係る費用の一部を補助することにより、円滑な施設運営と児童の健全育成を図ります。

○引き続き、保育・幼児教育の内容並びに職員体制を充実させ、児童福祉の増進を図ります。

子育て支援課

24 保育士確保対策助成事業

○保育士資格を有する者が就職に必要な費用又は保育士養成学校に入学し、保育士資格の取得を目指す学生の入学する必要な費用について、留萌萌幼会が実施する貸付事業に対し市が上乗せで助成を行い、市内の認可保育所に正職員の保育士として5年間従事した場合に貸付金を免除することで、保育士資格を持つ保育人材の確保を図ります。

○事業者とも協議しながら、保育士人材や入所児童数などを考慮して状況に適した助成事業を行っていきます。

子育て支援課

25 保育士に係る保育所利用者負担額免除事業

○市内の認可保育所に0歳児から2歳児までの児童を入所させ、当該保護者が市内の認可保育所に正職員の保育士として勤務する場合において、入所する児童の保育料を全額免除することにより、保育士の働きやすい環境を整え、保育事業所における保育人材の確保を図ります。

子育て支援課

26 保育士確保対策補助事業

○保育士の保育所利用者負担額免除は、令和5年度より、保育士確保対策補助金事業として市外の方まで対象を拡大して実施しています。引き続き事業を実施し、保育士の働きやすい環境を整えて保育人材の確保を図ります。

子育て支援課

基本目標③ 学校教育環境の充実

27 確かな学力の向上を目指す教育の推進

○児童生徒の実態に応じた指導の工夫や改善を行うとともに、ICTを効果的に活用することで確かな学力の向上を図ります。

教育政策課

28 ICTを活用した情報教育の推進

○GIGA スクール構想の第2期を見据え、北海道を中心とした統一・共同調達による1人1台端末の更新を着実に実施するとともに、安定したネットワーク環境を構築することで教育ICTの推進を図ります。

教育政策課

29 総合的な学習時間

○小・中学校における総合的な学習時間において、自然体験学習や職場体験学習などを実施することにより児童生徒の主体性、資質、能力の向上を図ります。

教育政策課

30 特別支援教育（特別支援教育支援員配置事業）

○教育的支援を必要とする通常学級及び特別支援学級の児童生徒が在籍する学校に学習アシスタントを配置し、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行います。

教育政策課

31 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

○いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期発見・対応のため、専門知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭や関係機関、学校の連携の支援を図ります。

教育政策課

32 通学区域の弾力的運用

○いじめや不登校への対応、通学の利便性や家庭の事情など、様々な状況に配慮した通学区域の変更についての弾力的な運用により、学校教育環境の充実を図ります。

教育政策課

33 コミュニティ・スクール

○小・中学校の学校運営に関して幅広い意見を求めるとともに、より一層地域全体で子どもたちの成長を支える学校と地域の連携・協働体制の構築・強化に向けた取り組みを進めます。

○各校に学校運営協議会を設置していますが、委員担い手不足等が課題となっており、適切な組織運営に向けて取り組んでいきます。

教育政策課

34 小中学校の適正規模化

○「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」を見直し、子どもたちの望ましい教育環境の整備に努めていきます。

教育政策課

35 奨学資金の貸付

○留萌市奨学基金条例に基づき、教育の機会均等々の趣旨に沿って、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難なものを留萌市奨学生として選考し、奨学金を貸し付けることにより、学校教育環境の整備を図ります。

教育政策課

36 教育扶助（就学援助）事業

○経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助することにより、学校教育環境の整備を図ります。

教育政策課

37 英語指導助手配置事業

○中学校の英語授業及び小学校における5・6年生の英語の教科化や、3・4年生の外国語活動を補助するため、外国語指導助手（ALT）2名を配置することにより、直接生きた英語を学び、英会話能力等を高め、学校教育環境の整備を図ります。

○希望する保育園への外国語指導助手（ALT）の派遣も行っています。

教育政策課

38 小中学校学習補助員配置事業・特別支援教育支援員配置事業

○従来の小中学校学習補助員配置事業と特別支援教育支援員配置事業を統合し、教育的支援を必要とする通常学級及び特別支援学級の児童生徒が在籍する学校に学習アシスタントを配置し、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行います。

教育政策課

基本目標④ 情報提供・相談体制の充実

39 子育てガイド

- 地域の子育てに関する様々な情報を掲載した子育てガイドを作成し、市のホームページに掲載します。
- ホームページの内容を更新・充実し、引き続き情報提供の充実を図ります。

子育て支援課(支援センター)

40 家庭児童相談室

- いじめ、虐待、しつけなど、子育てのあらゆる問題に対応できるよう、家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置し、児童相談所等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- 子育て支援課内の家庭児童相談室に専任の家庭児童相談員1名を配置し、令和5年度からは子ども家庭支援担当主査の配置による2名体制で、旭川児童相談所などの関係機関や団体と連携・協力しながら様々な相談や児童虐待等の問題に対し対応しています。今後も継続します。

子育て支援課

41 教育相談電話

- 家庭や学校生活における悩みなどに対する相談を受けるため、相談電話を設置し、相談体制の充実を図ります。

教育政策課

42 母子健康・栄養相談

- 母子及び妊婦に対して、市内の各公共施設等を活用し、家庭における健康管理、発育や発達段階にあわせた栄養指導など、育児に関する適切な助言・指導により相談体制の充実を図ります。
- 保健福祉センター等を活用し、引き続き相談体制の充実を図ります。また、利用者の希望により開催日以外でも柔軟に対応していきます。

保健医療課

2 【再掲】利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

※基本目標①再掲事業

子育て支援課(支援センター)

基本目標⑤ 母子保健・医療体制の充実

43 母子・父子健康手帳の交付と保健指導

- 母と子の健康を守るために「母子健康手帳」を交付し、保健指導を行うとともに、父親には「父子健康手帳」を配布して、父親の育児参加を推進します。
- 妊娠後期にも面談を行い、子どもを迎えるにあたっての生活について、より具体的な指導を行います。

保健医療課

44 妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業

- 個別に支援が必要な人を対象に、家庭訪問を実施し、健康を維持しながら安心して妊娠、出産、育児ができるようそれぞれの実情に合わせた支援を行います。

保健医療課

45 予防接種

- 予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生や蔓延を防止するため、予防接種を行い、母子保健の充実を図ります。
- 引き続き、対象児に対する個別通知のほか、広報誌や乳幼児健診、健康相談等での勧奨も行っています。

保健医療課

46 乳幼児健康診査

- 生後4カ月・9カ月の乳児及び1歳6カ月・3歳・5歳の幼児を対象に、健康診査を行い、母子保健の充実を図ります。

保健医療課

47 フッ化物塗布・洗口事業及び歯科検診

- 1歳6カ月以降の幼児を対象に、フッ化物塗布事業を、1歳6カ月児及び3歳児健康診査において、歯科検診を実施し、母子保健の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・小中学校ではフッ化物洗口を行い、う歯予防を図ります。
- 口腔ケアに対する保護者の取り組みが、将来的な口腔環境に影響を及ぼすため、口腔ケアに対する理解と関心をもってもらうためにも、引き続き周知・勧奨を行っています。

教育政策課／保健医療課

48 新生児聴覚検査費助成事業

- 新生児聴覚検査の費用を助成することにより、聴覚障害の早期発見と適切な療育へと導く受診環境の支援を図ります。
- 新生児等への聴覚検査実施は、聴覚障害の早期発見・早期療育とともに、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることに繋がるため、引き続き周知を行っています。

保健医療課

49	不妊治療費助成事業	<p>○体外受精及び顕微授精を受けている北海道特定不妊治療費助成の認定者に対し、その一部を助成してきましたが、令和4年4月より保険適用となったことに伴い、令和4年度をもって留萌市においても当該事業は終了しました。</p> <p>○令和5年度より、新たに不妊治療費等助成事業として保険適用外の先進医療費の一部と交通費の一部を助成する事業を開始し、母子保健の充実を図っています。</p>	保健医療課
50	母子保健推進員	<p>○留萌市母子保健推進員設置規則に基づき、母性並びに乳児・幼児の健康の保持・増進に寄与する、母子保健推進員の協力により、母子保健の充実を図ります。</p>	保健医療課
51	小児・産婦人科医療体制の充実	<p>○妊婦や乳幼児・児童が地域で安心して医療を受けられるように医療体制の充実を図ります。また、道補助を活用し、小児救急医療を支援していきます。</p>	市立病院
52	産後ケア事業	<p>○出産後のケアを必要とする出産後1年を経過しない親子に対し、通所または訪問で心や体のケア、育児のサポートを行うことで、出産後も安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>○令和6年度より、訪問型及び通所型事業「ホッ♡とママ教室」を開始しています。必要な助産師の安定的確保に努めていきます。</p>	保健医療課
14	【再掲】妊婦健康診査（妊婦健康診査受診票等の発行） （地域子ども・子育て支援事業）	<p>※基本目標①再掲事業</p>	保健医療課
42	【再掲】母子健康・栄養相談	<p>※基本目標④再掲事業</p>	保健医療課

基本目標⑥ 食育の推進

53 おやつ教室

○幼児をもつ親を対象に、幼児期の栄養や食習慣を身につけるための教室を開催し、食育の推進を図ります。

保健医療課

54 親子料理教室

○小学生の親子を対象に、「食生活改善推進員協議会」との共催により、食に関する講話や調理実習などを行い、食育の推進を図ります。

保健医療課

55 栄養教諭による食育指導の実施

○成長過程にある児童生徒に対し、教育活動の一環として、「食育」についての実践的な指導を行い、食育の推進を図ります。

学校給食センター

56 学校給食地元食材活用事業

○学校給食に季節ごとの地元食材（るもい産米「ななつぼし」、かずの子、ルルロッソなど）を使うことにより、児童生徒が地元食材に関心をもち、地産地消や安心食材への理解を深める学びの機会を提供します。

学校給食センター

57 かずの子給食事業

○留萌の特産品であるかずの子に慣れ親しんでもらえるよう、かずの子給食を実施します。

○引き続き、かずの子への理解を深めるために、各校の総合的な学習等でかずの子を活用した授業を実施していきます。

学校給食センター／教育政策課

58 子どもの食農教育推進事業

○小学生が農業体験学習や農業者との交流を図ることにより、農業への関心と理解を深めるとともに、自ら体験することで「農業」と「食」の楽しさや大切さを学びます。

○小学生が農業への関心や食と農業のつながり、食を支える農業の役割について理解を深めていくため、留萌市食農教育推進協議会が実施する田植えや稲刈り体験等を引き続き実施します。

教育政策課

59 食育推進事業

○「第4次留萌市食育推進計画」に基づき、農業や水産を身近に感じ、地元食材への興味・関心や食の大切さを親子で学ぶことを目的とした体験事業（市民農園で野菜づくり体験など）を実施し、食育推進・愛郷心の育成につなげていきます。

農林水産課

基本目標⑦ 安心・安全な生活環境の整備

60 公園施設長寿命化事業

- 「留萌市公園施設長寿命化計画」に基づき、見晴公園や浜中運動公園などの施設数が多い大規模公園の改修を行い、公園施設に起因する公園利用者被害を防止し、安心・安全な公園を確保していきます。

都市整備課

61 屋内交流・遊戯施設

- 令和4年に、全天候型の遊具スペースを備え、親子での滞在がより豊かになるよう、子どもたちの活動が見えやすいカフェ機能なども併設した屋内交流・遊戯施設「ちゃいるも」がオープンしています。令和5年度より指定管理者制度を導入し、施設の運営管理を行っています。
- 引き続き、施設を活用した子どもの遊び場づくりや子育て世帯を支援する環境づくりを進めるとともに、民間のノウハウやアイデアにより、さらなる施設の活用や来場者数の増加につながる取り組みを実施していきます。

経済観光課

62 スクールガードリーダー配置事業

- 子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を図るスクールガードリーダーを配置し、各学校の定期的な巡回、警備のポイントや危険箇所、改善すべき点などの指導と評価を行います。

教育政策課

63 スクールバス運行事業

- 統合となった小中学校の通学区域に居住する児童生徒の通学の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるよう、スクールバスを運行します。

教育政策課

64 交通安全教室

- 未就学児・児童を対象に、幼稚園、保育所、小学校等において、交通安全教育指導員のほか各関係機関と連携した交通安全教室を実施するとともに、期別交通安全運動期間における街頭啓発など交通安全意識の向上を図ります。

総務課

基本目標⑧ 仕事と子育ての両立支援

6	【再掲】ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標①再掲事業	子育て支援課
12	【再掲】放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標①再掲事業	子育て支援課
17	【再掲】病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標①再掲事業	子育て支援課
18	【再掲】幼児教育・保育事業 ※基本目標②再掲事業	子育て支援課
19	【再掲】障がい児保育事業 ※基本目標②⑬再掲事業	子育て支援課
20	【再掲】延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業） ※基本目標②再掲事業	子育て支援課
22	【再掲】保育施設（保育所）運営事業（多子世帯保育所保育料軽減分） ※基本目標②再掲事業	子育て支援課
43	【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導 ※基本目標⑤⑩再掲事業	保健医療課

基本目標⑨ 子どもの健全育成

65 児童センター事業

○子どもが安心して遊ぶことができる地域に密着した居場所として、これからも求められる児童センターを目指しながら、子どもの健全育成を図っていきます。

子育て支援課

66 児童手当支給事業

○児童を養育している保護者等に手当を支給し、次代の社会を担う子どもの健全育成を図ります。

○引き続き、制度に基づき適切に手当を支給することにより、児童養育世帯の支援や子どもの健全育成を図っていきます。

子育て支援課

67 青少年育成センター事業

○青少年育成センターが中心となり、青少年に関わる関係機関や地域における関係団体と連携し、青少年の非行防止活動を行うことにより、青少年の健全育成を図ります。

○青少年補導に関係のある機関・団体と連絡を密にし、指導員等による市内定期巡回や祭典時の巡回などを行っていきます。

子育て支援課

68 青少年健全育成事業

○青少年健全育成団体と連携し、異年齢児との交流や街頭啓発活動などの事業を実施し、「青少年は地域から育む」という視点に立ち、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

子育て支援課

69 ぼくの笑顔・わたしの笑顔展（児童福祉週間）

○児童福祉週間に合わせて市内保育園及び幼稚園の年長児が描く自画像を展示し、子どもの健全育成を図っていきます。

子育て支援課

70 青少年活動や対象事業の公共施設利用料の減免

○スポーツセンターなどで、市内の団体が高校生以下の青少年を対象として活動を行う場合の利用料を減免し、子どもの健全育成を推進します。

生涯学習課

71 各種スポーツ大会の開催

○健康増進のため、マラソン大会や大遠足などのスポーツ活動を通じて子どもの心身の健全育成を図ります。

生涯学習課

72 子どもたちの芸術鑑賞事業

○次代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むために、優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、子どもの健全育成を図ります。

生涯学習課

73 子どもたちの伝統文化体験事業

○古くから伝わる伝統文化を体験し、豊かな心を醸成するため、茶道、華道、箏曲、和太鼓、俳句、和食、かるたの各教室を開催し、子どもの健全育成を図ります。

○新たに「かるた」を開催するなど、多くの子どもたちが参加できる教室を開催していきます。

生涯学習課

74 出前講座「留萌ふるさと学習」

○郷土資料に実際に触れることで、郷土の歴史を正しく理解してもらい、ふるさとへの愛着心を育むため、学芸員が出前講座を行い、子どもの健全育成を図ります。

生涯学習課

75 子どもの体力アップ推進事業

○コーディネーショントレーニング（COT）を通じて、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を習得し、心身ともに健康で健全な子どもたちの成長を図ります。

○引き続き「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基本的な運動能力の向上と、体力の向上を図ります。

生涯学習課

76 民生・児童委員、主任児童委員

○地域の身近な相談相手として、子どもの健全育成や保護を必要とする子どもの地域での見守りなどを行い、子どもの健全育成を図ります。

社会福祉課

77 まちなか賑わい広場

○まちなか賑わい広場でのイベントを通じて、子どもからお年寄りまで、幅広い世代での交流の場を創出します。

○今後も「ぼくの笑顔・わたしの笑顔展」を主とした展示会等の場を設けるとともに、地元高校生や商店街と連携してまちなかの賑わい創出、コミュニティ形成の向上を図ります。

経済観光課

78 いきいき水産学習開催事業

○市内小中学生を対象に、海や水産業に関する体験学習を開催し、海や水産業に対する理解と関心・興味を醸成させることにより、将来の漁業後継者の確保を図ります。

農林水産課

基本目標⑩ 次代の親の育成

43 【再掲】母子・父子健康手帳の交付と保健指導

※基本目標⑤⑩再掲事業

保健医療課

基本目標⑪ 家庭や地域の教育力の向上

79 読書感想文コンクール

○読書の感動を文章表現することを通して、豊かな人間性や考える力を育み、自分の考えを表現する力を養うことを目的に、読書感想文を学年別に募集し、優秀作品を表彰することにより、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

80 ブックスタート事業

○毎月1回、生後9カ月の乳児を対象にした健康診査時に、ブックスタートパック（絵本等）を配布し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

81 おはなしの会の開催

○年齢別に「おはなし会」を開催し、読書の大切さと親子のふれあいの場を設け、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

生涯学習課

82 寺子屋・るもいっこ事業

○「るもいの宝」である子どもたちがふるさとを愛し、勉強や遊び、体験などを通じて自ら考え行動し、将来の夢を育むことができるよう、基礎学力の向上を目指した学習支援や、地域や各団体と連携し、地域資源を活用した子どもの体験事業等を実施します。

○「地域の学び舎」として、より多くの子どもたちの参加につながるよう、ニーズ把握など随時検証しながら、魅力あるメニューづくりに努めていきます。

生涯学習課

基本目標⑫ 有害環境対策の推進

83 立ち入り調査の実施

○青少年へ悪影響を及ぼす可能性のある有害環境に対して、道や警察などと連携し、必要な立ち入り検査を実施するなど有害環境対策の推進を図ります。

子育て支援課

84 安全で住みよいまちづくり

○市と市民が協力して犯罪、事故などを防止し、明るく安全で住みよいまちづくりの実現を図るため、安全意識の高揚と生活安全の施策を推進しています。

○防犯教室の開催や、防犯カメラの設置助成、留萌警察署及び留萌市防犯協会等と連携した各種啓発活動を通じて、安全意識の高揚と生活安全の施策を推進していきます。

総務課

67 【再掲】青少年育成センター事業

※基本目標⑨再掲事業

子育て支援課

68 【再掲】青少年健全育成事業

※基本目標⑨再掲事業

子育て支援課

基本目標⑬ 子どもの権利・安全の確保

85 児童の権利に関する条約の啓発

○「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容の普及・啓発を図るため、パンフレットや冊子を配布し、子どもの権利の確保を図ります。

子育て支援課

86 旗の波運動

○春と秋の全国交通安全運動期間中に、ドライバーに対する交通事故防止、交通安全意識の向上を図るため、官公署や事業所による旗の波運動を実施し、子どもの安全の確保を図ります。

○市内幼稚園・保育園による旗の波運動を継続するとともに、各期別運動期間中に行われる各種旗の波運動にも参加することでドライバーの安全意識の向上を図ります。

総務課

76 【再掲】民生・児童委員、主任児童委員

※基本目標⑨再掲事業

社会福祉課

基本目標⑭ 児童虐待防止の推進

87 要保護児童対策地域協議会（地域子ども・子育て支援事業）

○要保護児童の適切な支援を図るため、留萌市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議等を開催するなど、関係機関と連携、情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図ります。

子育て支援課

88 児童虐待予防ケアマネジメントシステム事業

○乳児健康診査などを活用し、育児困難や虐待の可能性があるなど支援が必要な家庭の早期発見に努めるとともに、定期的に保健所等とケース検討を行うことで適切な支援体制の構築を図り、児童虐待の発生防止を図ります。

保健医療課

40 【再掲】家庭児童相談室

※基本目標④再掲事業

子育て支援課

基本目標⑮ ひとり親家庭等への自立支援

89 母子・父子自立支援員

○母子・父子自立支援員による、相談内容に応じて必要となる様々な情報提供や指導・助言を行い、ひとり親家庭等への自立支援を推進していきます。

○道や母子家庭等就業・自立支援センターなどとの連携・協力を継続していきます。

子育て支援課

90 児童扶養手当支給事業

○父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進及び児童福祉の増進を目的に児童の養育者に手当を支給し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

○引き続き、制度に基づいて適切に受給者管理・手当支給を行っていきます。

子育て支援課

91 ひとり親家庭等医療給付事業

○保護者及び児童の健康保持のため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、ひとり親に対し、医療費の助成を行い、ひとり親家庭等への自立支援を促進します。

市民課

基本目標⑯ 障がい児施策の推進

92 子ども発達支援センター

- 心身に障がいや発達遅延のある幼児及びその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、幼児期からの適切な療育、保護者支援等を行うことを目的に、令和2年から事業を実施しています。
- 放課後等デイサービスについては休止中となっているため、市内の事業所等を含めた需給バランスを考慮し、再開に向けた検討を進めます。

子ども発達支援センター

93 ことばの教室（幼児・小学生）

- 言葉の発達の遅れや構音障がいがある幼児・小学生の言葉の発達のために、留萌小学校及び東光小学校に「ことばの教室」を設置し、障がい児施策の推進を図ります。

教育政策課／子育て支援課

94 障がい児養育支援事業

- 児童センターにおいて、障がい児受入のため、必要な指導員を配置し、障がい児施策の推進を図ります。

子育て支援課

95 難聴児補聴器購入等助成事業

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児を対象に補聴器の購入費等を助成し、障がい児施策の推進を図ります。
- 対象者を着実に把握するよう、継続して関係機関と連携し、周知にも努めます。

社会福祉課

96 重度心身障害者医療給付事業

- 心身障がい者世帯の健康増進及び経済的な負担軽減を図るため、北海道医療給付事業補助要綱に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費の助成を行い、障がい児施策の推進を図ります。

市民課

97 特別児童扶養手当支給事業

- 重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障がい児を監護等する父母又は養育者を対象に手当を支給し、障がい児施策の推進を図ります。

社会福祉課

98 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

- 小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、障がい児施策の推進を図ります。

社会福祉課

10	<p>【再掲】 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）</p> <p>※基本目標①再掲事業</p>	子育て支援課／保健医療課
15	<p>【再掲】 遊び方教室</p> <p>※基本目標①再掲事業</p>	保健医療課
19	<p>【再掲】 障がい児保育事業</p> <p>※基本目標②③再掲事業</p>	子育て支援課
30	<p>【再掲】 特別支援教育（特別支援教育支援員配置事業）</p> <p>※基本目標③再掲事業</p>	教育政策課

基本目標⑰ その他支援を必要とする児童に対する施策の推進

99	<p>子どもの学習支援事業</p> <p>○生活困窮世帯に属する子どもに対して学習支援などを行い、子どもの健全育成と学力の向上を図ります。</p> <p>○必要な子どもと家庭に支援が行き届くよう、引き続き対象者の把握など関係機関と連携し、周知にも努めます。</p>	社会福祉課
100	<p>青少年問題協議会</p> <p>○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施のため、関係機関の必要な連絡調整を図るとともに、情報通信機器の普及によるインターネットトラブルや子どもの貧困などの課題についても情報共有を進めていきます。</p> <p>○引き続き関係機関との情報共有を図り、様々な問題に対して調査審議し、青少年の健全育成への取り組みを進めます。また、優良青少年表彰候補者の選定も行っていきます。</p>	子育て支援課

基本目標⑱ その他（実施に向けて検討が必要な事業）

101 子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
- 対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究を続けていきます。

子育て支援課

102 実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 保護者の世帯所得を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
- 国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対する公費による負担軽減について調査・研究を続けていきます。

子育て支援課

103 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。
- 令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。

子育て支援課

104 子育て世帯訪問支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ事業です
- 児童福祉法改正による新事業で、今後の実施について検討していきます。

子育て支援課

105 児童育成支援拠点事業（地域子ども・子育て支援事業）

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ事業です
- 児童福祉法改正による新事業で、今後の実施について検討していきます。

子育て支援課

第2節 教育・保育の基本事項

(1) 基本とする国の考え方

- 当該市町村に居住することについても、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育施設等の利用状況、利用希望等を踏まえて設定する。
- 認定の区分に加え、0歳、1歳、2歳、3～5歳の4区分で設定する。
- 量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を活用し、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向や大規模開発の予定など、地域の実情を考慮した適切な補正を行う。積算根拠等については透明性の確保が必要。

(2) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分があり、市町村が認定を行います。

認定に基づく施設・サービスの利用に対し、子ども・子育て支援給付が行われます。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保

幼児期の教育・保育について、計画期間の各年度における「量の見込み」と、それに対応する「確保方策」は次のとおりとなります。

■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

項目		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	① 量の見込み	88	150	15	35	38	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	88	193	13	35	36
		地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①		0	43	4	6	5

(単位:人)

項目		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
令和8年度	① 量の見込み	83	131	15	35	38	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	88	193	13	35	36
		地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①		5	62	4	6	5

(単位:人)

項目		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
令和9年度	① 量の見込み	76	119	15	34	42	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	88	193	13	35	36
		地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①		12	74	4	7	2

(単位:人)

項目		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
令和10年度	① 量の見込み	67	107	15	33	42	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	88	193	13	35	36
		地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①		21	86	4	8	1

(単位:人)

項目		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
令和11年度	① 量の見込み	65	103	15	33	43	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設	88	193	13	35	36
		地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①		23	90	4	8	0

(単位:人)

確保方策の考え方

○1号、2号は最新の令和6年度実績(見込)の利用割合⁸を参考に、各年度の推計人口を乗じて見込みました。3号は前計画期間中、増加の傾向にあり、これまでの利用割合の上昇傾向を考慮して見込みました。

⁸ 利用割合：量の見込みにあたり、各事業等について前計画期間中の各年度の対象年齢の人口に対する利用実績数の割合を確認しました。その割合を「利用割合」と表現しています。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保

(1) 利用者支援事業

事業の概要

○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

量の見込みと確保方策

基本型・母子保健型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2	-	-	-	-

(単位：か所)

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	-	1	1	1	1

(単位：か所)

地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の方策	10	10	10	10	10

(単位：か所)

確保方策の考え方

- 令和7年度まで子育て支援センター及び子育て支援課における利用者支援事業を継続し、令和8年度からはそれを統合した「こども家庭センター型」として、妊産婦、乳幼児及び全てのこどもと家庭に対する支援を行います。
- 地域子育て相談機関は子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、子育て支援センター等で実施します。

妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

- 妊婦等包括相談支援事業は、改正子ども・子育て支援法により創設されたもので、利用者支援事業の一つに位置付けられています。
- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策

妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	213	204	198	192	186
確保方策	213	204	198	192	186

(単位：人回／年)

確保方策の考え方

- 全ての妊婦等への支援(1組当たりの面接回数を3回と想定)を行う事業であるため、当該年の0歳推計人口に3を乗じて見込みました。
- 全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

(2) 延長保育事業

事業の概要

- 保育園、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間(保育認定時間)を超えて保育を実施する事業です。

確保方策の考え方

- 保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。
- なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	42	51	43	45	36
	2年生	67	40	48	41	43
	3年生	49	55	35	45	39
	4年生	18	19	20	12	15
	5年生	18	19	20	12	15
	6年生	4	4	3	3	4
	合計	194	181	161	159	145
確保方策		240	240	240	240	240
(実施か所数)		6	6	6	6	6

(単位：人/年)

確保方策の考え方

- 過去の利用実績は学年・年度により増減があります。学年ごとにこれまでの実績でもっとも多かった利用割合を参考に、推計人口を乗じて見込みました。
- 児童センター4か所、小学校2か所、計6か所の留守家庭児童会で実施しています。
- 利用時間は下校時から18:00まで(学校休校日は8:00~18:00)です。
- 同体制で継続して実施します。

(4) 子育て短期支援事業

事業の概要

- 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。
- 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があり、対象施設は児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などです。

確保方策の考え方

- 対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業の概要

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71	68	66	64	62
確保方策	71	68	66	64	62
実施体制	第1子及びハイリスク児：保健師対応 / 第2子以降：保育士対応				

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 各年度の0歳児推計人口を参考に見込みました。
- 全戸訪問を旨とし、量の見込み分の確保方策を設定し、継続して実施します。

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行います。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	21	24	27	30
確保方策	20	21	24	27	30

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 利用割合は増加の傾向のため、直近で把握できる令和5年度の実績値を参考に、今後の増加の可能性を考慮して見込みました。
- 主に保健師が対象家庭を訪問し、支援の内容、時期等については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で協議しています。
- 継続して実施します。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取り組みを実施するものです。

確保方策の考え方

- 要保護児童の適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や個別ケース会議等を開催するなど関係機関と連携・情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図るため、継続して実施します。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。支援が必要な家庭の把握に努めながら、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(9) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へ支援をつなぐ等の支援を包括的に提供することで、虐待防止など、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所となる拠点を検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(10) 親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、あるいは同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・情報交換できる場を設ける等により、親子の適切な関係性の構築を図る事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所、運営者などを検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(11) 地域子育て支援拠点事業**事業の概要**

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,529	5,583	5,701	5,718	5,808
確保方策	5,529	5,583	5,701	5,718	5,808

(単位：利用人数/年延)

確保方策の考え方

- 令和2年度に新型コロナウイルス感染対策の影響もあり利用が減少しましたが、徐々に利用割合が上昇する傾向にあるため、近年の利用割合から将来の利用増加を想定して見込みました。
- 子育て支援センター(1か所)で、すくすくタイム、交流広場や子育て相談、おさがり広場、子育てサークルのサポート、講演・講座などを実施。
- 市内児童センター(6か所)で、親子ひろば、わんぱく広場などを実施。
- 継続して実施します。

(12) 一時預かり事業

事業の概要

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)と、それ以外の預かりがあります。

量の見込みと確保方策

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,065	9,630	9,406	8,923	9,091
確保方策	10,065	9,630	9,406	8,923	9,091

(単位：人/年延)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	45	42	39	38
確保方策	48	45	42	39	38

(単位：人/年延)

確保方策の考え方

○私立幼稚園で預かり保育を実施しており、利用割合は上昇傾向にあります。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外は、令和5年度から1カ所で開催しており、直近2年間の利用割合は増加しています。

○いずれも直近の利用実績を参考に、今後の増加も想定しながら推計人口に乗じて見込みました。

○同体制により継続して実施します。

(13) 病児・病後児保育事業

事業の概要

○病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策(か所)	36	36	36	36	36

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○近年の平均的な利用状況と推計人口を参考に見込みました。

○継続して実施します。

(14) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (未就学児)	417	417	424	420	433
量の見込み (就学児)	1	1	1	1	1
確保方策	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○未就学児は近年の利用の伸びと推計人口を参考に見込みました。就学児は利用実績がほとんどありませんが、依頼の可能性はゼロではない形で設定しました。

○会員の増員を図りながら継続して実施します。

(15) 妊婦健康診査

事業の概要

○妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	994	952	924	896	868
確保方策	994	952	924	896	868

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 出生・0歳の推計人口を基に見込んでいます。全数・14回の受診を目指すものであるため、対象人口(0歳児)推計値×14を確保方策としています。
- 母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。
- 継続して実施します。

(16) 産後ケア事業

事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。令和6年度から「通所型」「訪問型」を実施しています。
- これまでも実施してきましたが、令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置付けられます。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	148	142	138	133	129
確保方策	148	142	138	133	129

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 令和6年度の事業実績を基本に、「通所型」「訪問型」それぞれの利用割合の予測を推計人口に乗じた上で、その合計から見込みました。
- 同体制により継続して実施します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です(実費徴収分)。
- 市町村民税非課税世帯へは全額補助。

確保方策の考え方

- 国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

確保方策の考え方

- 令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。
- 新規施設事業者の参入の促進はもとより、円滑な事業実施に向けての支援・相談・助言などについても調査・研究をしていきます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

事業の概要

○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6か月から2歳の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6
確保方策		6	6	6	6

(単位：人日／年延)

確保方策の考え方

- 国の示す算定方法を参考に、推計人口と未就園児数の予測から見込みました。
- 実施に向けて、事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。

第5節 その他の基本的な取り組み

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。



計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画はすべての子どもの良質な成育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものです。子ども・子育て支援を基本に、様々な取り組みを総合的に推進するための計画であることから、各施策を効果的に、また確実に進めていくため、福祉、教育、保健・医療、福祉をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化に努めます。

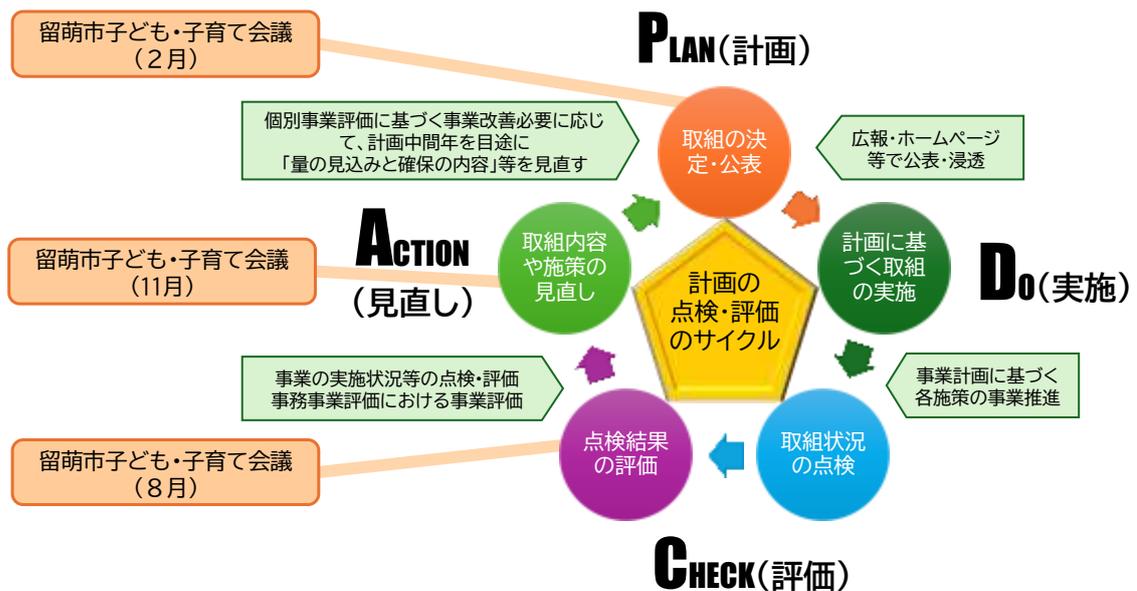
また、行政だけでなく、地域における様々な分野での理解と関わりが重要であることから、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域活動団体等との連携・協働を図り、計画の推進に取り組みます。

(2) 計画の管理体制

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価の両面から毎年度点検・評価を行い、市のホームページや広報などにおいてその結果を公表します。

計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

▼ PDCAサイクルのイメージ



第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月 ★令和6年12月時点素案★

発行：留萌市

編集：留萌市教育委員会子育て支援課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

電話：0164-42-1808

F A X：0164-42-4273

資料2

〔報告事項〕

令和6年度 保育所等利用状況

令和6年12月1日現在（見込）

■保育所

施設名	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計
	配置基準	3:1	6:1		20:1	30:1		
沖見保育園	入所児童	7人	13人	18人	19人	21人	20人	98人
	待機児童	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	保育士	2人	3人	3人	2人	2人	2人	14人
	保育員	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
みどり保育園	入所児童	9人	18人	16人	23人	30人	27人	123人
	待機児童	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	保育士	2人	2人	2人	3人	2人	2人	13人
	保育員	1人	1人	1人	0人	0人	0人	3人
小計	入所児童	16人	31人	34人	42人	51人	47人	221人
	待機児童	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	園長（保育士資格）①							2人
	保育士②	4人	5人	5人	5人	4人	4人	27人
	保育士資格保持者数（①+②）							29人
	保育員	1人	1人	2人	0人	0人	0人	4人

■小規模保育事業所

施設名	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計
	配置基準	3:1	6:1		20:1	30:1		
すまい留	入所児童	5人	10人	12人				27人
	待機児童	0人	0人	0人				0人
	保育士（園長含む）	11人						11人

■待機児童数

全施設	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	認定児童	21人	41人	46人	42人	51人	47人	248人
	入所児童	21人	41人	46人	42人	51人	47人	248人
	待機児童	0人						

■幼稚園（参考）

施設名	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計
かもめ幼稚園	入所児童				28人	27人	13人	68人
聖園保育園	入所児童				13人	18人	15人	46人
合計	入所児童				41人	45人	28人	114人

別紙

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

令和6年9月
(令和7年4月適用)

留萌市教育委員会

留萌市の学校給食における食物アレルギー対応方針

- 1 食物アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食の民間委託により、アレルギー専用調理室を委託業者が設置し、児童生徒の安全性を最優先に、表示が義務化された特定原材料等の28品目のアレルギー対応を行います。
- 2 食物アレルギー対応食の提供は、保護者が毎年度提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」による医師の診断と保護者の面談により決定します。
- 3 食物アレルギー対応の実施については、学校長からの依頼を受け、教育委員会が決定します。
- 4 学校におけるアレルギー対応にあたっては、保護者同意のもと教育委員会及び学校内で児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えます。
- 5 学校給食の安全性確保のため、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とします。
- 6 多数のアレルギー原因食品がある者、アナフィラキシーの既往を有する者、エピペンを携帯している者など、重篤なアレルギー症状を持つ児童生徒においては危機管理の観点から、弁当を持参するなど、児童生徒の安全性を最優先に対応を行います。

目次

I	食物アレルギー対応の基本的な考え方	1
1	食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解	1
	(1) 食物アレルギーとは	1
	(2) アナフィラキシーとは	1
	(3) 食物アレルギーの病型	2
2	食物アレルギーを有する児童生徒への対応	3
	(1) 児童生徒への対応	3
	(2) 学校生活管理指導表に係る保護者等への依頼・確認事項	4
3	校内及び関係機関との連携体制づくり	5
II	学校給食における対応	6
	(1) 学校給食における対応の流れ	6
	(2) 国の学校給食における食物アレルギー対応指針について	9
	(3) 対応食提供の留意点	12
	(4) 教室での対応の留意点	15
III	緊急時の対応	16
1	学校内での役割分担	17
2	緊急性の判断と対応	18
3	エピペン®の使い方	19
4	救急要請（119番通報）	20
5	心肺蘇生とAEDの手順	21
6	症状チェックシート	22
IV	様式	23
	○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	24
	○留萌市学校給食に関する基本調査	26
	○面談票	27
	○取組プラン	29
	○アレルギー対応食チェック表	31

I 食物アレルギー対応の基本的な考え方

I 食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解

学校がアレルギー疾患への取組みを進める際には、個々のアレルギー疾患の特徴を踏まえることが重要です。特に、食物アレルギー、アナフィラキシーの症状は急速に悪化する場合があるため、正しい理解に基づき、日頃から緊急時の対応への準備を行う必要があります。

(1) 食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することにより、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

①原因

原因食物は多岐にわたり、全国的に学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めていますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食品は甲殻類（えび、かに）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。

②症状

症状は多岐にわたり、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々です。特に、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックにまで進むため、注意する必要があります。

③管理

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の管理方法であり、万が一、症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要となります。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあります。ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）・呼吸困難・おう吐・ショックなどの中等度から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です。

(2) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態を意味します。

①原因

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外にも昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが原因となり、まれに運動だけでも起きることもあります。

②症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しいおう吐などの症状が複数同時に、かつ急激に見られます。

血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態になると、迅速に対応しなければ命にかかわることがあるので注意する必要があります。

③治療

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識障害などが見られる重症の場合には、適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、おう吐に備えて、顔を横向きにします。

その後、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、直ちに医療機関へ搬送します。

アドレナリン自己注射薬を携行している場合には、早期に注射することが効果的です。

アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間以上経過を観察する必要があります、その際には片時も目を離さず、改善している状態を確認します。

(3) 食物アレルギーの病型

児童生徒に見られる食物アレルギーは、大きく3つの病型に分類されます。食物アレルギーの病型を知ることにより、万が一の時に、どのような症状を示すかをある程度予測することが可能となります。

①即時型

原因食品を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々であり、食物アレルギーの児童生徒のほとんどは、即時型に分類されます。

②口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは、局所の症状だけで回復しますが、5%程度が全身的な症状に進むことがあるため、注意する必要があります。

③食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など、児童生徒によって様々）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食品としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は低いものの、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るものもあり、注意する必要があります。原因食品の摂取と運動の組合せで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きないことから、同じ症状を繰り返しても、この疾患であると診断されていない例も報告されています。

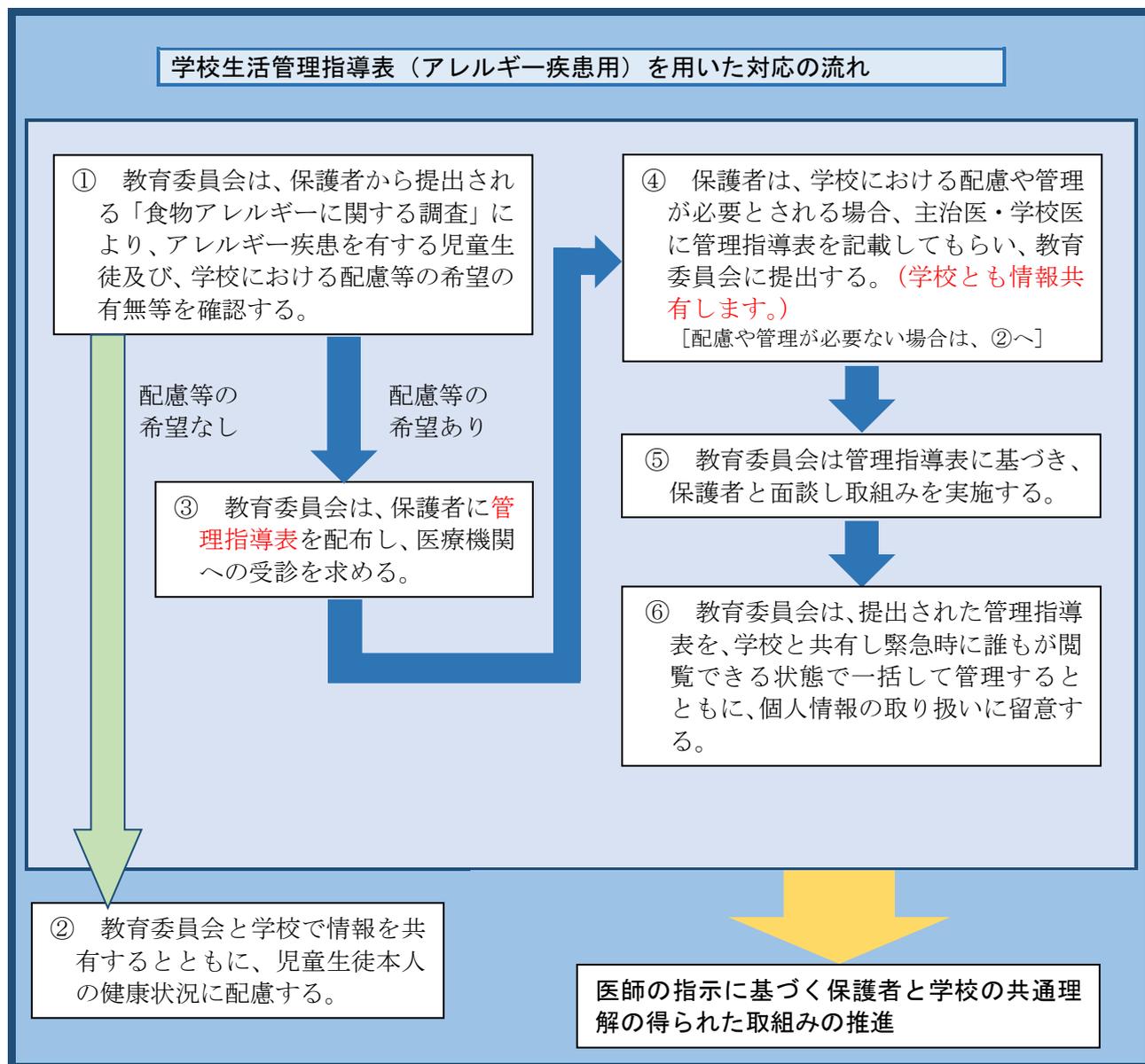
2 食物アレルギーを有する児童生徒への対応

アレルギー疾患を有する児童生徒に対する取組みを進めるためには、個々の児童生徒の症状等の特徴を正しく把握することが重要です。特に、生命に関わるような事故を防ぐために、学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）の提出を必須にし、保護者と情報を共有し、適切に対応します。

(1) 児童生徒への対応

食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送るためには、管理指導表等により状況を把握し、教職員間で情報を共有するとともに、保護者や児童生徒本人と随時相談できる体制を整備し、日常的な健康観察・指導を行う必要があります。

特に、児童生徒にアナフィラキシーのような重篤な症状が想定され、保護者が学校における特別な配慮や管理を希望する場合には、主治医等の診断に基づき作成される管理指導表を用いて、保護者と学校が実際の取組みに必要なアレルギー疾患に関する情報を的確に把握する必要があります。



(2) 学校生活管理指導表に係る保護者等への依頼・確認事項

管理指導表が正しく活用されるためには、保護者や児童生徒本人に、その作成方法などを正しく理解してもらうことが大切です。このため、学校は保護者に対して、以下の点について確実に伝える必要があります。

①提出について

- 保護者が、学校における配慮や管理を希望する場合に提出すること。
- ぜん息と食物アレルギーなど複数のアレルギー疾患を有する場合には、必要に応じてそれぞれの担当医師に記載してもらい、提出すること。

②記載について

- 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年提出すること。症状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示が変化する場合には、受診段階で考えられる内容を医師に記載してもらうこと。

③その他

- 提出された管理指導表の内容は、教職員全員で共有し、学校全体で万全を期すこと。
- 管理指導表は、個人情報の取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員の誰もが閲覧できる状態で一括して管理すること。

3 校内及び関係機関との連携体制づくり

学校におけるアレルギー対応にあたっては、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを完全に予測することはできないことから、教職員全員が児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備することが大切です。

また、教育委員会とともに医療機関、消防署等との連携体制を構築することも必要となります。

①アレルギー対応に関する校内委員会の役割について

- アレルギー疾患を有する児童生徒の健康管理や対応について検討する。
- 症状の重い児童生徒に対する支援の重点化を図る。
- 校内外の支援体制や救急体制を整備するとともに、緊急時の対応を行った場合には、事後の検証・改善を行う。
- 学校内の共通理解を図る。
- 校内研修を計画し、実施する。
- 重篤なアレルギー疾患を有する児童生徒がいるなど、必要に応じて開催する。
- 重篤なアレルギー疾患を有する児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。
- 校外行事、宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。
- 配慮事項や健康管理に変更がない場合でも、適切に対応が行われているか定期的に開催する。

②校内委員会における教職員等の役割

【校長・教頭】

- 校長のリーダーシップの下、アレルギー疾患を有する児童生徒に対応するため校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。

【学級担任等】

- 保護者との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報を的確に把握する。
- アレルギー疾患を有する児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。
- 日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- 養護教諭と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。

【養護教諭】

- 保護者との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒等の情報を的確に把握する。
- 学級担任等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- 主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たす。
- 学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
- 保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。

Ⅱ 学校給食における対応

学校給食においては、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指します。

(1) 学校給食における対応の流れ

学校給食における対応は、次に示す具体的な手順に沿って、保護者、主治医、栄養教諭等関係者の共通理解のもと、進めていく必要があります。

①食物アレルギーを有する児童生徒の把握

ア 入学時

【小学校】

- 就学時健康診断、入学説明会等の機会に、入学予定者の保護者に対し、食物アレルギーに関する調査または保健調査により、食物アレルギーを有する児童の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、出身幼稚園や保育所からの引き継ぎを行う。

【中学校】

- 中学入学予定者の保護者に対し、食物アレルギーに関する調査または保健調査により、食物アレルギーを有する生徒の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、小学校からの引き継ぎを行う。

イ 進級時

- 前年度末までに、食物アレルギーに関する調査、保健調査、健康相談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- 次年度学級担任への正確な引き継ぎを行う。

ウ 転学・編入学時

- 転学・編入学の手続きの時に食物アレルギーに関する調査、保健調査、健康相談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- 保護者の了解のもと、転出した学校からの引き継ぎを行う。

エ 新規発症（診断時）

- 新たにアレルギーを発症した際には、保護者から医師の診断に基づいた報告を随時受け、把握を行う。

②情報の共有・日常指導／保護者へ「管理指導表」の配付及び医療機関への受診の指示

ア 保護者が配慮等を希望しない場合

食物アレルギーを有する児童生徒の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、日常指導の中で相談体制を整え、経過観察や日常的な指導を行う。

イ 保護者が配慮等を希望する場合

食物アレルギーによりアナフィラキシーなど重篤な症状が想定され、保護者が学校給食の対応や特別の配慮を希望している場合は、教育委員会が可能な対応を

説明した上で管理指導表を配付する。

③保護者との個別面談

必要に応じて、面談票、管理指導表に基づき、対象の児童生徒の情報を詳細に得るため、次の事項に沿って面談を行い、申請内容を正しく把握します。

ア 面談者：教育委員会、栄養教諭等

イ 面談内容

面談票に基づき行う。

- アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応等の状況を把握する。
- 具体的な連絡先や連絡方法を確認する。
- アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認する。
- 学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、教育委員会として給食献立の「対応できる内容」「対応できない内容」について、正確に伝え、保護者の理解と協力を得る。
- P18～19を参考に、緊急時処方薬に関する学校での対応について理解と協力を得る。アドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得た上で、栄養教諭等は管轄する消防署に情報を提供する。

④「取組プラン」(案)の作成

栄養教諭等は管理指導表、面談内容、提出書類をもとに、「取組プラン」(案)を作成します。

⑤保護者や児童生徒本人との個別面談

栄養教諭等は「取組プラン」の内容を保護者や児童生徒本人とともに確認するため、個別面談を実施します。

⑥「取組プラン」の周知・徹底

栄養教諭等は、「取組プラン」の内容を学校へ周知し、共通理解を図ります。

⑦保護者に「対応食予定表」の配付

栄養教諭等は、決定した「取組プラン」に基づき、対応食の献立を作成して「対応食予定表」及び学校給食の原材料を詳細に記入した献立表（以下「詳細な献立表」という。）を、学級担任等を通して保護者に配付します。

⑧対応開始

教育委員会及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を最終確認して、対応を開始します。

栄養教諭等は調理上の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食品の混入や誤食のないように周知徹底を図ります。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒の管理や指導を行います。

⑨評価・見直し・個別指導

給食時には、栄養教諭等は計画的に、対象の児童生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努めます。

学校は、日頃から食物アレルギーを有する児童生徒に、状況の変化があった場合は、直ちに栄養教諭等に連絡すること。

また、保護者からの申し入れにより、保護者と児童生徒に対する個別指導等を行い、食事についてのアドバイス等を行います。

【弁当対応の考慮対象】

以下のように極微量で反応が誘発される可能性がある場合は安全な給食提供は困難であり、弁当持参対応とします。

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
（注意喚起例）
 - 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
 - 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
 - えび、かにを補食していることによるもの
「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」
- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 油の共用ができない
- e) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※ a) ～ e) に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認し対応します。

(2) 国の学校給食における食物アレルギー対応指針について

食物アレルギーの対応としては、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】に大別されます。

学校給食事業の民間委託により、専用調理室などが確保された場合には対応レベルを4に引き上げます。

④代替食対応【レベル4】	
●原因食品を除き、それに代わる食品を補い、栄養価を確保した学校給食を提供する。	
事前準備	代替食献立の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・通常給食を基本に代替食献立を作成する。 ・必要に応じて、対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。
	代替食献立の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。 ・教育委員会と協議し、代替食献立を決定する。
	代替食献立の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・代替食献立を、保護者・学級担任等に周知する。
	調理作業確認・打合せ <ul style="list-style-type: none"> ・給食調理での対応内容を調理指示書、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする ・原因食品の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。
当日	調理・配食・検食 <ul style="list-style-type: none"> ・原因食品の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・代替食を個人容器に配食する。 ・検食を行う。 ・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校給食とは全く別に調理作業ができるよう、作業分担や作業場所を十分考慮する。
人的・物理的措置	人的配置 <ul style="list-style-type: none"> ・担当する調理員を明確にする。 ・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する調理員を確保する。
	作業ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・原因食品が絶対に混入しないように区画する。 (対応者が少なければ90×180 cm程度のスペースでも対応が可能。)
	機器 <ul style="list-style-type: none"> ・専用のシンク、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台のほか、炊飯器、パン焼き器、オーブンレンジ・フードプロセッサー・冷凍冷蔵庫が必要
	調理器具 <ul style="list-style-type: none"> ・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子、中心温度計、まな板、包丁、ざる、計量カップ、計量スプーンなどが必要である。 ※同日に複数の対応を行う場合には、原因食品毎に専用の器具を使用する。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・個人容器を使用する。 ※学年・組・名前・代替内容を明記した個人容器を用意する。 ※一般の食器・器具類と区別して保管する。 ・学校別に配送容器を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。 ・作業ゾーンに加え、移動調理台、専用の消毒保管庫、洗浄スペース、配食スペースを確保する。

③ 除去食対応【レベル3】

●原因食品を除いた学校給食を提供する。

事前準備	除去食献立の検討 ・通常給食を基本に除去食献立を作成する。 ・必要に応じて、対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。	
	除去食献立の決定 ・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。 ・教育委員会と協議し、除去食献立を決定する。	
	除去食献立の周知 ・除去食献立を保護者、学級担任等に周知する。	
	調理作業確認・打合せ ・給食調理での対応内容を調理指示書、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする ・的確に除去ができ、原因食品の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	
当日	調理・配食・検食 ・原因食品の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・除去食を個人容器に配食する。 ・検食を行う。 ・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。	
留意事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。	
人的・物理的措置	人的配置	・担当する調理員を明確にする。 ・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する調理員を確保する。
	作業ゾーン	・区画された調理場所が望ましいが、調理室の一角を専用スペースとしても良い。(対応者が少なければ 90×180 cm程度のスペースでも対応が可能。)
	機器	・専用のシンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台などを必要に応じて用意する。
	調理器具	・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などを用意する。 ※同日に複数の対応を行う場合、原因食品毎に専用の器具を使用する。
	その他	・個人容器を使用する。 ※学年・組・名前・除去内容を明記した個人容器を用意する。 ※一般の食器・器具類と区別して保管する。 ・学校別に配送容器を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。

②弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）【レベル2】	
<ul style="list-style-type: none"> ●一部弁当対応は、除去食や代替食の対応が困難な料理に対して、家庭から弁当（代替食）を持参させる。 ●完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参させる。 ●レベル3及び4であっても、場合によっては弁当対応をすることもある。 	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な献立表を保護者、教職員に配付する。 ・事前に弁当で代用するものを保護者と協議する。 ・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を定める。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。 ・一部弁当対応の場合は原因食品が入っている料理以外の学校給食を提供する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。（他の児童生徒の理解） ・学級担任は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食品を接触させないように指導する。

①詳細な献立表対応【レベル1】	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、保護者が把握し担任の確認のもと、児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる対策である。 ●すべての対応の基本であり、弁当対応、除去食対応、代替食対応でも詳細な献立表の提示は行う。 	
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・食材納入業者にアレルギー食品に関する資料の提供を依頼する。 ・資料をもとに詳細な献立表を毎月作成する。 ※児童生徒が除去すべき原因食品がわかるようにする。 ※記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。 ・保護者、教職員に配付する ・詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。 ※確認事項の情報を教職員で共有する。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・除去する食品の確認。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。 ・学級担任が不在の場合には対応を引き継ぐ者を決めておく。 ・学級担任と一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。

(3) 対応食提供の留意点

学校給食においては、人員や施設、設備、作業区域などのそれぞれの条件に応じながら、事故のないアレルギー対応食を提供することが重要です。このため、調理、配送、配膳など、各作業段階において以下の事項を参考に、関係者の共通理解を十分に図る必要があります。

①安全を最優先とする食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応指針に示されている原則として、食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供していくために、安全性を最優先とします。

●「表示義務のある特定原材料 8 品目」と「表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目」については、以下のとおりといたします。

なお、献立の内容や調理場の状況により対応できない場合もあります。

【特定原材料】

・えび ・かに ・くるみ ・小麦 ・そば ・卵 ・乳
・落花生（ピーナッツ）

【特定原材料に準じるもの】

・アーモンド ・あわび ・いか ・いくら ・オレンジ
・カシューナッツ ・キウイフルーツ ・牛肉 ・ごま ・さけ
・さば ・大豆 ・鶏肉 ・バナナ ・豚肉 ・もも
・マカダミアナッツ ・やまいも ・りんご ・ゼラチン

※赤字は学校給食として提供しない。

※2024年3月より、食品表示基準が改正されたことにより、「まつたけ」が削除され、新たにマカダミアナッツが追加されました。

②二者択一の給食提供

「安全性」確保のために、多段階の対応食提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とする。二者択一とは、卵アレルギーを例に以下のように説明される。

多段階対応としては、①完全除去、②少量可、③加工食品可、④調味料可等さまざまなレベルがあるが、これに個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、負担が増えるばかりか、事故の温床にもなる。

このため、完全除去か、他の児童生徒と同じようにその原因食物の加工品や調味料を含めた全てを提供するか、どちらかで対応することとなる。

③二者択一でアレルギー対応を行ったときの問題点や疑問点

●給食を食べられなくなる児童生徒がいる

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒が、完全除去対応となるため、対応の後退を問題にされる可能性がある。

個人で考えれば、一部児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的がある。こうした説明を保護者に丁寧に説明し、理解を得る。

●調味料の使用や微量混入は完全除去対応としない

学校給食において、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等については、基本的に除去する必要はないと考えられる。このため、そのレベルで管理が必要な場合、対象児童生徒は重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全性の確保が難しいのであれば学校給食で対応することは不可能であり、弁当対応を考慮することとなる。

●加工食品も完全除去の対象となる

多段階対応は行わないため、加工食品も完全除去対応を行う。たとえば、麺類のつなぎ程度であれば、卵を食べることができるとしても、代替食として卵不使用の麺類を提供することになる。

また、調味料やドレッシング類も加工食品に含まれるが、上記のとおり一部の調味料・だし・添加物については、除去対応は不要とする。

④食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫

●同じ日に卵と牛乳のように複数の原因食品を使用しないように考慮する。

●原因食品を判別することができる形で提供する。

●原因食品を含まない献立を増やす。

●加工食品を使用する場合は、必ず原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行う。また、物資選定の際には、できる限り原因食品（卵、乳、小麦、落花生など特定原材料として消費者庁で定められた食品）を含まないものを選定するなどの配慮をする。

⑤誤調理の防止

事前	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等が作成したアレルギー対応食の調理指示書を全員で確認する。 ・アレルギー対応食を担当する調理員を指定する。 ・原因食品や調理方法を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食品を置く位置や扱い方、配食方法などを全員で確認する。 ・アレルギー対応食専用の器具類は色分けする等、区別しておく。
調理作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食毎に専用の調理器具を使用するとともに、調理員の手指、作業着などを介した調理過程での原因食品の混入にも注意する。 ・専用スペースで作業を行い、原因食品の混入を防ぐ。 ・除去食はアレルギー専用調理室または専用スペースがない場合、原因食品を調理室に入れる前に、アレルギー対応食の配食を完了させる。 ・揚げ物は未使用の油を使い、最初にアレルギー対応食分を調理する。 ・除去食は作業途中でアレルギー対応食分を取り分けて調理し、再加熱する場合も中心温度を確認する。 ・アレルギー対応食の指示書をもとに、誤調理がないか複数の調理員で確認し、アレルギー対応食チェック表（P 3 1 参照）を記入する。（ダブルチェック） ・万が一、混入や取り忘れが起こった場合は、提供を中止する。

⑥誤配の防止

調理場	<ul style="list-style-type: none"> ・個人容器に対象児童生徒の学校名・学年・組・名前・対応内容（除去や代替食品）を記載した個票を貼りアレルギー対応食を配食する。 ・個人容器を専用の配送容器（保冷バッグや食器かご等）に入れる。 ・受配校の配膳担当者に分かるようアレルギー対応食の有無を配送用コンテナに明記する。
学校配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳室の専用スペースにアレルギー対応食を保管する。 ・対象児童生徒の教室にアレルギー対応食を確実に届け、アレルギー対応食チェック表に記入する。
教室	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応食を確認し対象児童生徒に渡す。 ・自ら個人容器から料理を食器に移し替えて食べる。

(4) 教室での対応の留意点

対応内容について、保護者の理解を得るとともに、学級において十分に配慮する必要があります。

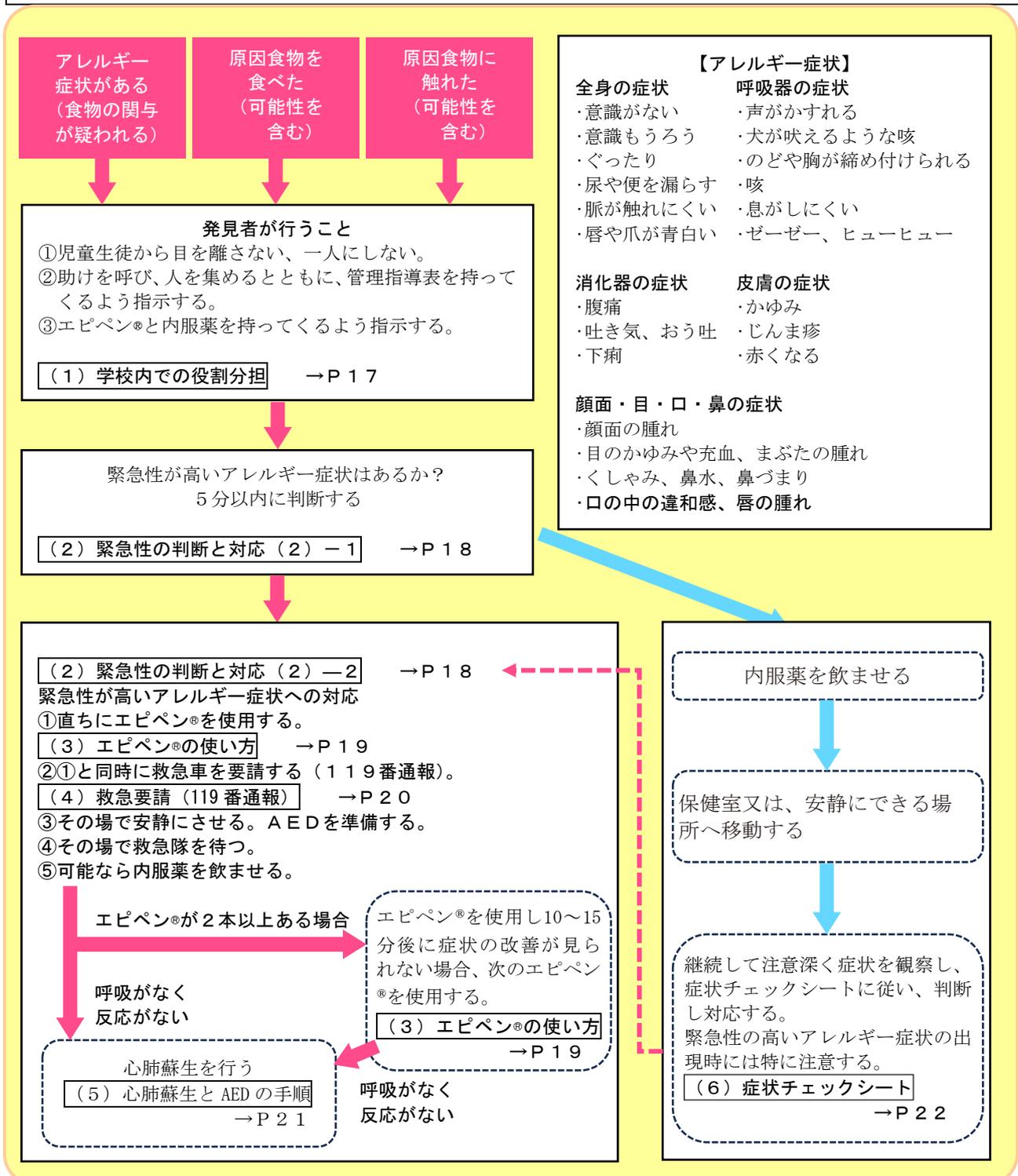
	レベル3 除去食・代替食を提供	レベル4	レベル1 当該児童生徒が除去	レベル2 弁当持参
給食準備	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が個人容器を受け取り、アレルギー対応の料理を食器に移し配膳したかを確認する。 ● 原因食品を含む料理が当該児童生徒に付着しないよう座席等にも配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の発達の段階により、必要に応じて学級担任等の指導のもとに確実に除去できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
	学級担任等→他の児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤配のないように指導する。 ● 原因食品を含む料理が当該児童生徒の給食に付着しないように指導する。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 持参した弁当を食器に盛りつける場合は必要な食器を配るよう指示する。
給食の時間	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該児童生徒に除去食・代替食が確実に配食されたかどうか確認する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 除去して食べていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁当を食べているか確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事中は、接触や誤食に十分配慮する。 ● 当該児童生徒が原因食品を含む料理をおかわりしないように指導する。 			
	学級担任等→他の児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● クラスの他の児童生徒に食物アレルギーの特性を理解させ、強要したり、勧めたりしないように指導する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤食があった場合には、アレルギー症状への対応の手順に沿って全職員で対応にあたる。(P16～22参照) 			
給食終了時	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒の健康観察を行う。 ● 給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。 ● 異常があった場合は、アレルギー症状への対応の手順に沿って全職員で対応にあたる。(必要に応じて所持薬使用・救急車要請・保護者連絡等) 			

Ⅲ 緊急時の対応

食物アレルギー等、アレルギー症状への対応に当たっては、特定の教員に任せずに、学校全体で組織的に対応することが重要です。

こうしたことから、次に示す「アレルギー症状への対応の手順」などを参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアルを作成するなどして、緊急時の対応について整備する必要があります。

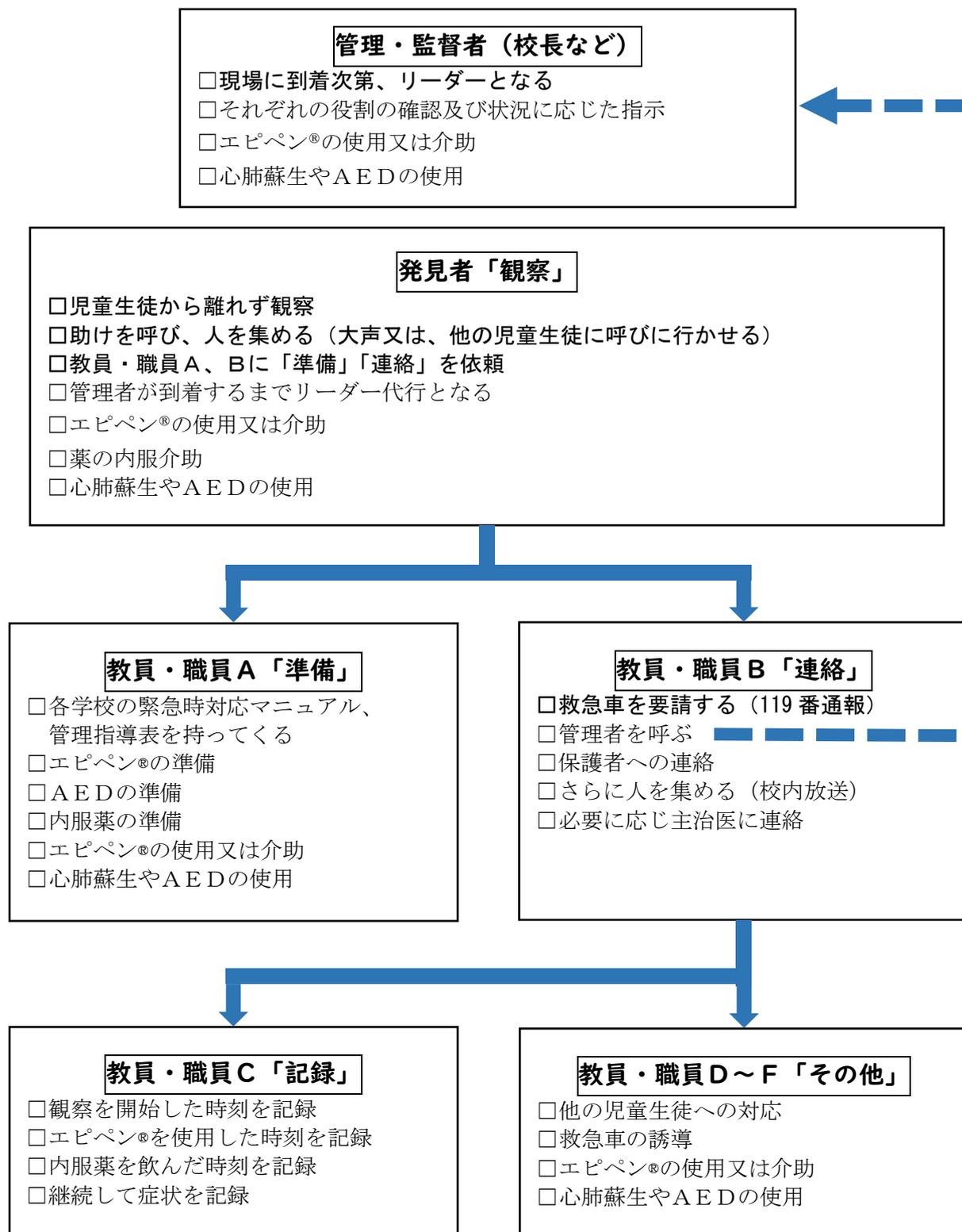
アレルギー症状への対応の手順



I 学校内での役割分担

Point

- ・各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う。
- ・管理指導表やエピペン®、内服薬、AED等が確実に使用できるよう保管場所を確認しておく。



2 緊急性の判断と対応

Point

- ・アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。
- ・迷ったらエピペン®を打ち、直ちに119番通報をする。

(2) - 1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

1つでも当てはまる場合

ない場合

(2) - 2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ①直ちにエピペン®を使用する。
 (3) エピペン®の使い方 → P 19
- ②①と同時に救急車を要請する（119番通報）。
 (4) 救急要請（119番通報） → P 20
- ③その場で安静にさせる（下記の体位を参照）。
 立たせたり、歩かせたりしない。AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。
 ■エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）。
 ■反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。
 (5) 心肺蘇生とAEDの手順 → P 21

内服薬を飲ませる

保健室又は、安静にできる場所へ移動する

継続して注意深く症状を観察し、症状チェックシートに従い、判断し対応する。緊急性の高いアレルギー症状の出現時には特に注意する。

(6) 症状チェックシート → P 22

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする。

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。
 ※転倒に注意

※エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合は、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項を飛ばして、次の項に進んで判断する。

3 エピペン®の使い方

Point

- ・それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す。

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ。“ゲー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す。

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽く当て、“カチッ”と音がするまで強く押し当ててそのまま5つ数える。

注射した後、すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。伸びていない場合は、④に戻る。

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする。

① ケースから取り出す



介助者は、児童生徒の**太ももの付け根と膝をしっかりと抑え**、動かないようにする。

※ 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる。
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する。

【仰向けの場合】



【座位の場合】



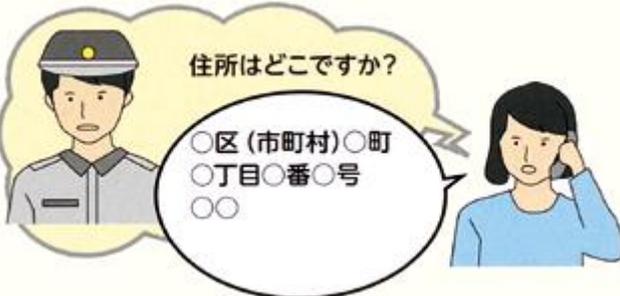
4 救急要請（119番通報）

Point

- ・あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える。



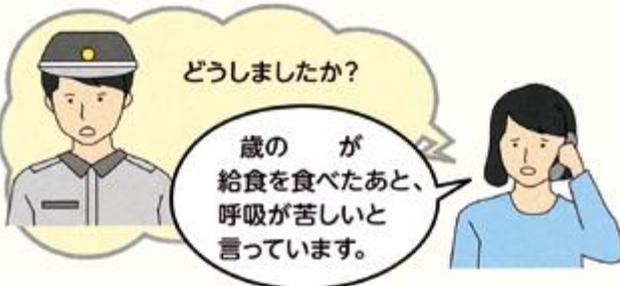
①救急であることを伝える。



②救急車に来てほしい住所を伝える。
※学校名、住所をあらかじめ記載しておく。

(学校名)

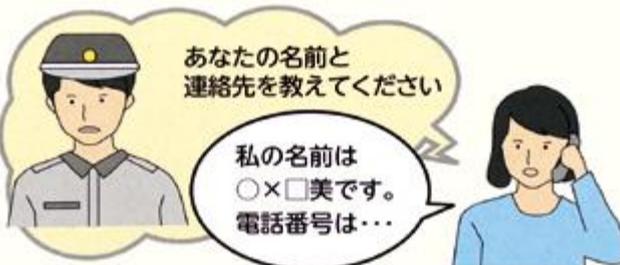
(住所)



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える。

※管理指導表に基づき、エピペン®の処方や
エピペン®の使用の有無を伝える。

※持病や主治医等について尋ねられること
もあるので、分かるようにしておくことよ
い。



④通報している人の氏名と連絡先を伝える。

※119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある。

・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておくこと。

・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞くこと。

5 心肺蘇生とAEDの手順

Point

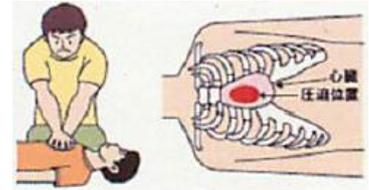
- ・強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を行う。
- ・救急隊が引き継ぐまで、又は児童生徒に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生を続ける。

①反応の確認

- ・肩を叩いて大声で呼びかける。
- ・幼児では足の裏を叩いて呼びかける。

【胸骨圧迫のポイント】

- *強く（胸の厚さの約1/3）
- *速く（少なくとも100回/分）
- *絶え間なく（中断を最小限にする）
- *圧迫する位置は「胸の真ん中」



②通報

- ・119番通報とAEDの手配を頼む。

【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- *約1秒かけて
- *胸の上がりが見える程度



反応がない

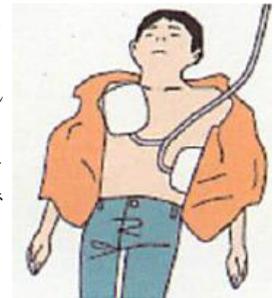
③呼吸の確認

- ・10秒以内で胸とお腹の動きを見る。

【AED装着のポイント】

普段通りの呼吸をしていない
 ※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

- *電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する。
- *電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る。
- *6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る、なければ、成人用電極パッドで代用する。



④必ず胸骨圧迫！

可能なら人工呼吸！

- 30：2（胸骨圧迫：人工呼吸）
- ・直ちに胸骨圧迫を開始する。
- ・人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う。

【心電図解析のポイント】

- *心電図解析中は、児童生徒に触れないように周囲に声をかける。

【ショックのポイント】

- *誰も児童生徒に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す。



⑤AEDのメッセージに従う

- ・電源ボタンを押す。
- ・パッドを貼り、AEDの自動解析に従う。

※電極パッドの使用期限、バッテリーのチェックを定期的に行う。

6 症状チェックシート

Point

- ・症状は、急激に変化することがあるため、継続して、注意深く症状を観察すること。
- ・□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用すること。
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名 _____

観察を開始した時刻 (時 分)	内服した時間 (時 分)
エピペン® を使用した時間 (時 分)	

全身の
症 状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器
の症状

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み（がまんできる）
- 吐き気

目・口
・鼻
顔面の
症 状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症 状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が
1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

- ①直ちにエピペン®を使用する。
- ②①と同時に救急車を要請する（119番通報）。
- ③その場で安静を保つ（立たせたり、歩かせたりしない）。
AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。

(2) 緊急性の判断と対応(2)-2

→P18

直ちに救急車で医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、直ちにエピペン®を準備する。
- ②速やかに医療機関を受診する（救急車の要請も考慮）。
- ③医療機関に到着するまで、継続して症状の変化を観察し、□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する。

速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる。
- ②少なくとも1時間は継続して症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する。

安静にし、
注意深く経過観察

Ⅳ 様式

学校給食における食物アレルギーに対応する際に必要となる各種様式です。

なお、学校生活管理指導表の様式については、北海道教育委員会のホームページ等からダウンロードできますので、状況に応じて活用いただき、保護者、主治医、教職員等の共通理解のもと、適切な食物アレルギー対応を進めてください。

○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前	年	組	誕生日	年	月	日	提出日	年	月	日
<p>【表】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）</p> <p>※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。</p>										
<p>（あり・なし）</p> <p>アナフィラキシー / 食物アレルギー</p>										
<p>病型・治療</p> <p>A 食物アレルギー-病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</p> <p>1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>B アナフィラキシー-病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</p> <p>1. 食物 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他</p> <p>C 原因食物 除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 》【除去根拠】該当するものを全てを《 》内に記載 ① 明らか症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体検査陽性 ④ 未採取 》()に具体的な食品名を記載</p> <p>1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の葉類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2</p> <p>D 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペンJ」) 3. その他</p>										
<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 食物・食料を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵・卵殻カルシウム 牛乳・乳糖・乳清糖・乳糖カルシウム 小麦・澱粉・酢・味噌 大豆・大豆油・醤油・味噌 ゴマ・ゴマ油 魚類・かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類・エキス</p> <p>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>										
<p>緊急時連絡先</p> <p>★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:</p>										
<p>記載日 医師名 医療機関名</p>										
<p>（あり・なし）</p> <p>気管支ぜん息</p>										
<p>病型・治療</p> <p>A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良</p> <p>B-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 3. その他</p> <p>B-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他</p> <p>B-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤</p> <p>C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服</p>										
<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>										
<p>緊急時連絡先</p> <p>★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:</p>										
<p>記載日 医師名 医療機関名</p>										

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)

名前	(男・女)	年	組	提出日	年	月	日
病型・治療							
アトピー性皮膚炎							
<p>A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班)</p> <p>1. 軽症: 面顔に問わず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑、痒みのみ * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p>B-1 常用する外用薬</p> <p>1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ()</p> <p>B-2 常用する内服薬</p> <p>1. ステロイド薬 2. その他 []</p> <p>B-3 常用する注射薬</p> <p>1. 生物学的製剤</p>							
病型・治療							
アレルギー性結膜炎							
<p>A 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()</p>							
病型・治療							
アレルギー性鼻炎							
<p>A 病型</p> <p>1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()</p>							
学校生活上の留意点							
<p>A プール指導及び長時間の紫外線下での活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 発汗後</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>							
学校生活上の留意点							
<p>A プール指導</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 園外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>							
病型・治療							
アレルギー性鼻炎							
<p>A 園外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B その他の配慮・管理事項(自由記述)</p>							
学校生活上の留意点							
<p>学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 _____</p>							

○留萌市学校給食に関する基本調査

必ず提出すること

留萌市学校給食に関する基本調査

学校名：_____

以下の欄にご記入いただき、アレルギー対応を希望する場合は、後日こちらからお渡しする「学校生活管理指導表」を持って医療機関を受診し、医師から記載されたものを提出していただきます。

記入日	年 月 日	フリガナ	
	年 組 番 男・女	児童生徒氏名	
保護者氏名		保護者連絡先	— —

各質問について、該当する項目に○を記入してください。

質問1 食物アレルギーはありますか。

() ある () ない ※「ない」場合は、ここで調査終了です。

質問2 食物アレルギーを起こす原因食品、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食品	具体的な症状	加熱による可食の有無

※右欄の「加熱による可食の有無」は、加熱により喫食が可能となる場合は○、可能でない場合は×を記入

質問3 学校では、検査結果に基づき対応を判断しています。

学校でのアレルギー対応を希望しますか。

() 希望する () 希望しない

→ 希望しない理由

下記から選んで○で囲ってください。

- ①自分で除去できる ②加熱したら食べられる
③給食で使用しない ④少量であれば食べられる
⑤その他 ()

※なお、安全な給食提供が困難である場合などの理由から、希望に沿えない場合があります。

〔注 意〕

お子様のアレルギー原因食品が、給食で使用予定のない食材のみであれば、アレルギー対応の必要がなくなるため、上記のアレルギー対応を希望しないに○をつけていただき、医療機関を受診し医師に記載していただく「学校生活管理指導表」の提出は必要ありません。

※ご不明な点等がありましたら、担当
いたします。

までお問い合わせいただきますようお願い

○面談票

面 談 票

年 組 番 男・女	児童生徒氏名
(生年月日) 年 月 日生	保護者氏名

面 談 日	面 談 参 加 者
1回目 年 月 日	
学校生活管理指導表配付の有無	有 ・ 無
2回目 年 月 日	
3回目 年 月 日	

質問1 食物アレルギーを起こす原因食品、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食品	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例)鶏卵	(例)湿疹が出る	(例)揚げ物のつなぎ程度	×

質問2 医療機関で検査・診断を受けていますか。

- () 受けた [最終受診日 年 月]
 ・かかりつけの病院名 []
 ・検査・診断方法 [・血液検査 ・食物負荷試験 ・症状の既往]
 () 受けていない

質問3 家庭で、原因食品の除去をしていますか。

- () 医師の指示による除去 [食品名]
 () 保護者の判断による除去 [食品名]
 () 除去していない

質問4 アナフィラキシーショックの経験はありますか。

- () ある [回数 回] [原因]
 [具体的な症状]
 () ない

質問5 運動でアナフィラキシー症状を発症したことがありますか

- () ある [食品との関連: 有 ・ 無]
 () ない

質問6 エピペン®を処方されていますか。

- () 処方されている →
 () 処方されていない
- | | |
|-------------|---------------|
| 何本処方されていますか | (本) |
| どこに保管していますか | () 家庭で保管している |
| | () 本人が携帯している |
| | () その他 |

○取組プラン

取組プラン（案・決定）

記入日 年 月 日
協議日 年 月 日

《作成上の留意点》

- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）をもとに作成する。
- ・ 面談票などにより具体的に記入する。
- ・ 取組プランが決定し保護者に説明、同意後、記名して担当まで提出する。

裏面もあります

年 組 番 男・女	児童生徒氏名	
(生年月日) 年 月 日生	保護者氏名	

1 原因食品等

原因食品	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例) 鶏卵	(例) 湿疹が出る	(例) 揚げ物のつなぎ程度	×

2 食物アレルギー病型

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー
()	()	()

3 アナフィラキシー病型について

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	運動誘発アナフィラキシー
()	()	()
原因食品	原因食品	原因食品

※ 1～3は医師が作成する学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を基に、原因食品、具体的な症状等を記入する。

※病型は（ ）に○印を付ける。

4 学校給食における決定事項

注) 人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討する。

	決定(年 月 日)	変更(年 月 日)	変更(年 月 日)
レベル1 詳細な献立表対応	自分で除去する食品	自分で除去する食品	自分で除去する食品
レベル2 一部弁当	弁当対応する食品	弁当対応する食品	弁当対応する食品
完全弁当			
レベル3 (除去食対応)	除去食対応の食品	除去食対応の食品	除去食対応の食品
レベル4 (代替食対応)	代替食対応の食品	代替食対応の食品	代替食対応の食品
給食停止等	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止	牛乳停止・パン停止 めん停止・ごはん停止

5 学校生活における留意事項

活動内容等		具体的な配慮と対応
食物・食材を扱う 授業・活動	微量の摂取・接触による発症防止について	
運動(体育・部活動)	運動誘発アナフィラキシー	
	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること	
	持参薬について	
緊急時に備えてのエピペン®や持参薬について		
① エピペン® (有・無)	保管場所	
② 持参薬 (有・無)	保管場所	

6 学校での様子～学校でアレルギーを発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症状			
処置経過			
その他			

留萌市子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、留萌市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の周知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(代理人の出席等)

第3条 会長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理出席した者には、報酬を支給しないものとする。

(会議の公開等)

第4条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置を行うことができる。

(議事録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

(3) 議事の経過及び概要

(4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 第2条から第5項までの規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

資料5

留萌市子ども・子育て会議委員（任期：R5.11.1～R7.10.31）

番号	団体名	役職	氏名
1	学校法人 旭川カトリック学園 留萌聖園幼稚園	副園長	ガケ 家 マミコ 峨 家 麻美子
2	留萌市民生児童委員連絡協議会	会長	ナガオ 長 ヤスヒロ 長 尾 保 廣
3	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会	主事	スズキ 鈴 木 イズル 鈴 木 出
4	留萌市小中学校校長会	事務局長	タヤ 田 谷 ノリヒサ 田 谷 典 久
5	留萌市青少年健全育成推進員協議会	推進員	ナルミ 鳴 海 テエ 智 恵
6	NPO法人 留萌スポーツ協会	理事長	イバタ 伊 端 タカヤス 伊 端 隆 康
7	NPO法人 NPOおたすけママくらぶ	理事	イズミ 和 泉 ミフ 美 輪
8	社会福祉法人 留萌萌幼会	みどり保育園 園長	タケウチ 竹 内 ミフ 美 和
9	学校法人 萌愛学園 かもめ幼稚園	園長	フクシ 福 士 エリコ 福 士 恵 里 子
10	留萌市PTA連合会	会長	アダチ 安 達 ヒトシ 安 達 仁
11	連合北海道 留萌地区連合会	事務局長	ノロ 野 呂 テルユキ 野 呂 照 幸
12	留萌商工会議所	振興係長	ムラヤマ 村 山 アキラ 村 山 慧 星
13	公募委員		ホリグチ 堀 口 テアキ 堀 口 千 晶

※順不同、敬称略